

2 . 篠山城下町の概況

2.1 篠山城下町の自然と社会並びに人口世帯状況

2.1.1 自然と社会

篠山市は、兵庫県の中央部東端に位置し、標高約200mの篠山盆地にある。この盆地は、東西およそ14km、南北21kmをはかる典型的な内陸盆地である。周囲は400mを越えない山々でほぼ完全に囲まれながら、盆地としては平坦で、その中に点々として小山がある。盆地の中央を東から西へと流れる篠山川は下流で加古川に合流して瀬戸内海へ注いでいる。この篠山川は勾配が緩やかで、通常は流れも穏やかだが、大雨等による氾濫を繰り返して流れを変え、肥沃な土地を形成してきた。

盆地の大部分は、弥生時代以来水田として耕作され、この地方の穀倉地帯であった。だが、内陸的気候を呈し、冬の寒さが厳しいため裏作に適さず、他地方で一般的であった麦作がほとんど行われなかった。そのため近世以降は冬の農閑期に出稼ぎに行く人々が多く、特に灘などの酒造の労働力となり、丹波社氏として名をはせている。

篠山市の中心は、篠山盆地のほぼ中央で、篠山川の北側に築かれた篠山城の周辺に発達した城下町である。この地は古くから交通の要路で、京都府の園部から兵庫県の柏原や佐治へ通う道筋であり、江戸時代から明治初頭にかけて大いに発達し、多紀郡内きっての近世都市となる。

近年、篠山市は昭和30年、昭和50年、平成11年の3度にわたり周辺町村との合併により行政単位としての規模は拡大してきた。このため人口規模としては増加したものの、就業先の不足、若年労働者の京阪神都市圏への流出等を招いている。ただ、こうした反面、京阪神都市圏と隣接しながら、比較的開発の波を受けなかったため、豊かな自然環境や特色ある歴史・文化環境が良く保持されており、かつての城下町の雰囲気を今に伝えている。

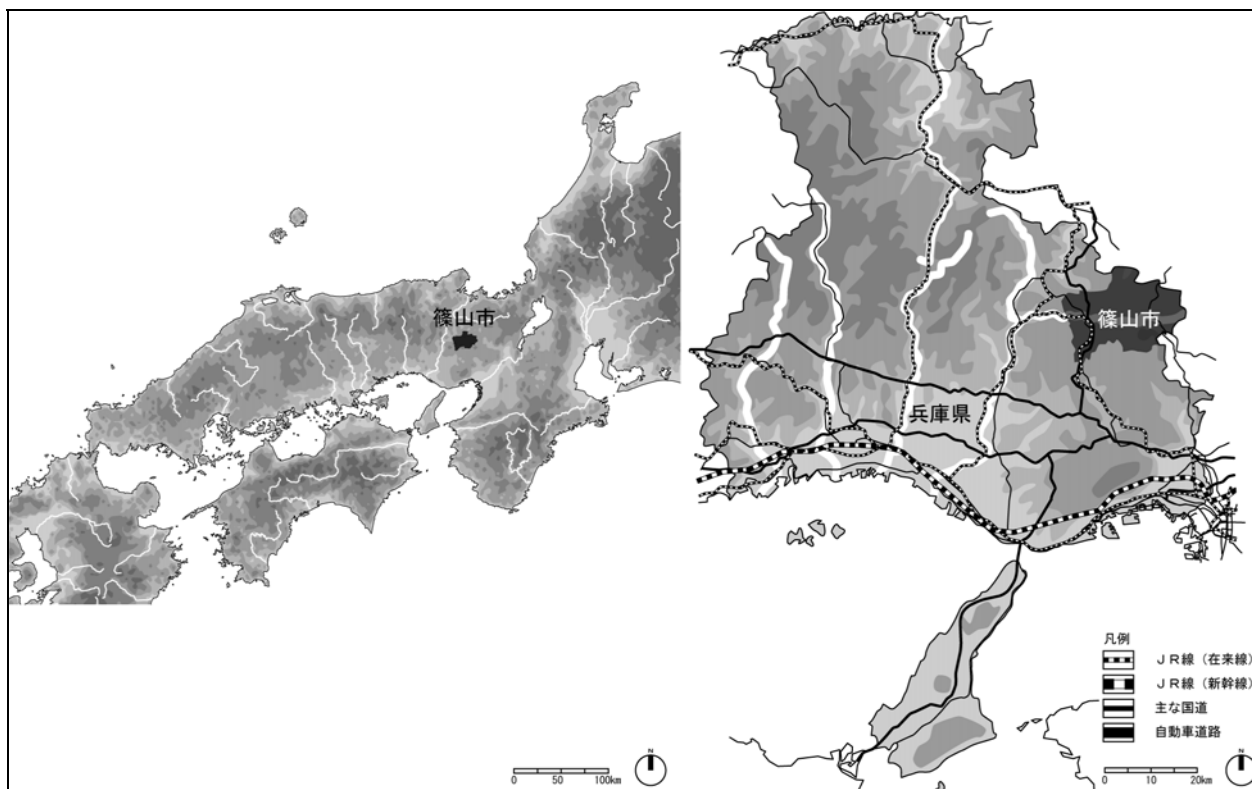


図 2.1-1 篠山市位置図

2.1.2 人口世帯状況

1) 篠山市の人口世帯状況

旧多紀郡 4 町の人口は戦後減少を続けてきたが、昭和 60 年の国勢調査以降は増加に転じている。この傾向は JR 福知山線の複線化による通勤圏の拡大や住吉台の大規模宅地開発、篠山口駅西側における土地区画整理事業の施行等を背景とし、平成 12 年国勢調査では 46,325 人と、最近 10 年間は一定の増加傾向を示している。また、世帯数においても同様の傾向が見られる。

ただ、小学校区別に平成 2 年から平成 12 年の人口推移を見ると、市域周辺の山間部及び調査地区を含む篠山小学校区で継続した人口の減少が見られる。

なお、人口増加地域は JR 沿線部や駅近辺に偏在する傾向が見られ、そこから離れた山間部は人口減少傾向が止まらない状況が続いている。

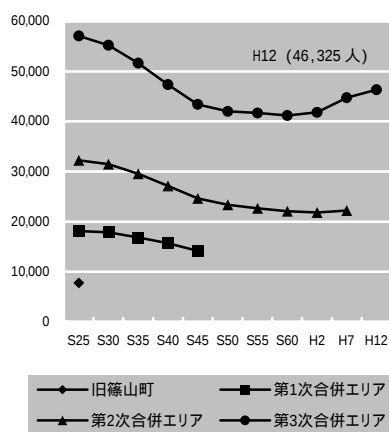


図 2.1-2 人口の推移 [参考: 国勢調査]

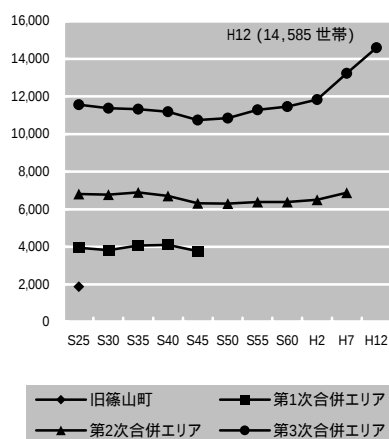


図 2.1-3 世帯数の推移 [参考: 国勢調査]

上記の第1次から第3次までの合併エリアは以下の通りである。

- ・第1次合併エリア (篠山町、八上村、畑村、城北村、岡野村)
- ・第2次合併エリア (篠山町、城東町、多紀町)
- ・第3次合併エリア (篠山町、西紀町、丹南町、今田町)

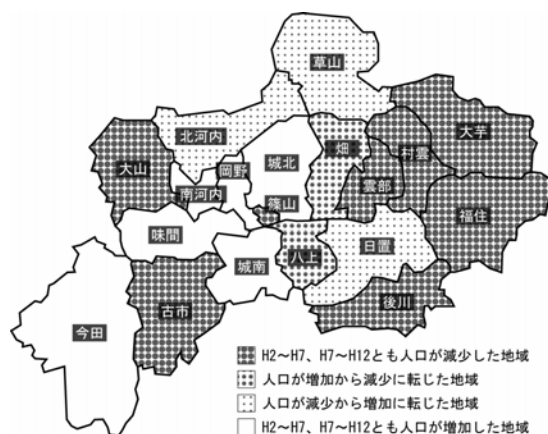


図 2.1-4 小学校区別人口推移 [参考: 市資料]

続いて、平成 12 年度の 5 歳階級別人口推移を見ると、人口のピークは 50～54 歳、続いて 70～74 歳にあることから、今後とも高齢化が進行していくと考えられる。

なお、小学校区別に高齢化の状況を見ると、市域東部の山間部で比率が高い。また、市域中心部では調査地区を含む篠山小学校区で比率が高くなっている。

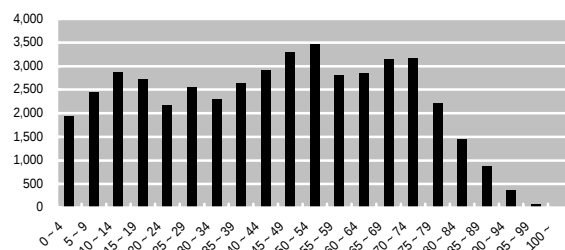


図 2.1-5 年齢階級別人口 [参考: 平成 12 年国勢調査]

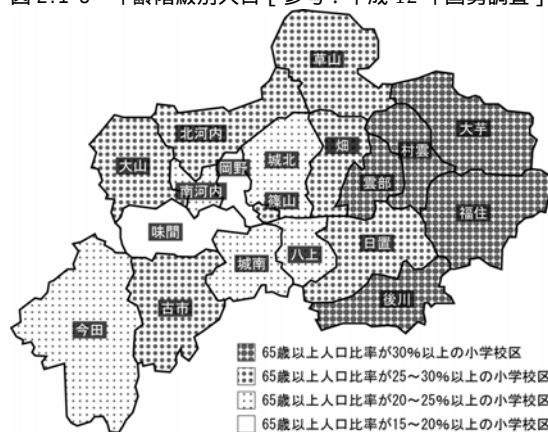


図 2.1-6 小学校区別高齢者人口比率 [参考: 市資料]

2) 篠山城下町の人口世帯状況

かつて篠山城を中心に城下町を形成していた地区は、概ね、現在の篠山小学校区と重複する。この篠山小学校区の人口及び世帯数の推移を表 2.1-1、図 2.1-7～図 2.1-24 に記した。

篠山小学校区では、平成 12 年から過去 30 年の間に、世帯数は 1 割程度減少、人口は 3 割以上も減少してい

る。なお、世帯数に比べ人口の減少が大きい。

続いて詳細に町ごとに見ると、かつての商家町を中心に大きな人口減少が生じていることがわかる。中でも下立町、魚屋町、上西町、下西町では人口が 5 割前後も減少し、世帯数も 4 割前後減少している。一方、武家町では商家町ほどの人口減少は見られず、むしろ世帯数が増加している町もある。西新町、南新町、乾新町では人口は 2 割前後減少しているが、世帯数では 2 割前後増加している。

なお、保存対策調査地区のうち、西新町、南新町の 2 町では近年人口減少は止まっているように見えるが、これは世帯数の増加に明らかなようにアパートや戸建住宅が建てられたことによるもので、それも武家地から離れた緑辺部での開発によるものである。また、上河原町や下河原町においては市営住宅が建設され、一定数の人口、世帯増があるものの、やはり減少傾向が止まっていない。いずれにせよ、城下町地区全体が人口・世帯とも減少し、かつ旧来の町中ではそれらの減少が着実に進行していることが明かである。

表 2.1-1 篠山小学校区の人口世帯数推移 [参考：市資料]

		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	増減率
東新町	人口	639	634	557	518	515	497	510	79.8%
	世帯数	200	206	186	183	181	182	194	97.0%
西新町	人口	435	392	339	305	305	349	360	82.8%
	世帯数	124	116	111	109	108	131	148	119.4%
南新町	人口	621	563	517	455	444	492	479	77.1%
	世帯数	167	178	173	169	172	181	191	114.4%
北新町	人口	438	395	331	256	251	257	216	49.3%
	世帯数	144	145	111	98	101	104	93	64.6%
乾新町	人口	609	556	511	481	475	492	518	85.1%
	世帯数	165	166	162	165	163	174	205	124.2%
山内町	人口	264	248	201	208	182	167	154	58.3%
	世帯数	71	82	79	83	75	74	69	97.2%
上河原町	人口	501	469	438	384	374	355	322	64.3%
	世帯数	130	131	120	115	125	127	137	105.4%
下河原町	人口	474	432	433	364	358	370	347	73.2%
	世帯数	142	138	128	116	116	126	123	86.6%
小川町	人口	92	92	78	74	71	60	53	57.6%
	世帯数	27	27	23	24	25	22	19	70.4%
上立町	人口	442	378	376	346	325	327	287	64.9%
	世帯数	121	109	118	118	112	119	116	95.9%
下立町	人口	366	332	265	225	210	194	188	51.4%
	世帯数	94	93	77	68	68	62	63	67.0%
呉服町	人口	340	295	243	243	214	204	201	59.1%
	世帯数	84	81	79	89	83	80	81	96.4%
上二階町	人口	295	289	267	248	219	202	203	68.8%
	世帯数	71	79	70	68	61	60	61	85.9%
下二階町	人口	183	152	147	130	125	118	108	59.0%
	世帯数	38	36	35	30	33	34	34	89.5%
魚屋町	人口	211	172	160	144	135	120	99	46.9%
	世帯数	59	54	47	43	43	44	37	62.7%
上西町	人口	93	88	76	69	54	53	47	50.5%
	世帯数	31	30	27	27	22	22	18	58.1%
下西町	人口	353	338	259	205	192	183	162	45.9%
	世帯数	103	104	81	70	69	68	64	62.1%
計	人口	6356	5825	5198	4655	4449	4440	4254	66.9%
	世帯数	1771	1775	1627	1575	1557	1610	1653	93.3%

旧武家町と旧商家町の区分を以下に示す。

- ・旧武家町：東新町、西新町、南新町、北新町、乾新町、山内町
- ・旧商家町：上河原町、下河原町、小川町、上立町、下立町、呉服町、上二階町、下二階町、魚屋町、上西町、下西町

増減率は昭和 45 年と平成 12 年の数値を比較して算出している。

網かけ部は調査地区に含まれる 6 地域を示す。

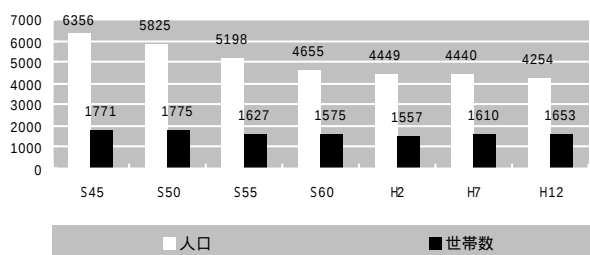


図 2.1-7 篠山小学校区の人口世帯数推移 [参考：市資料]

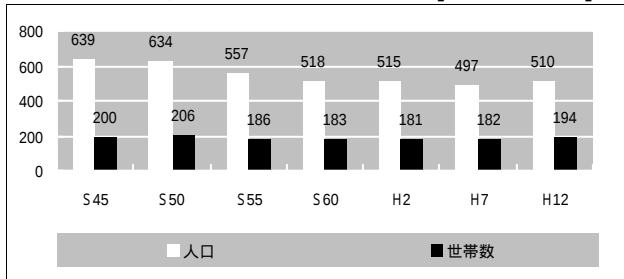


図 2.1-8 東新町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

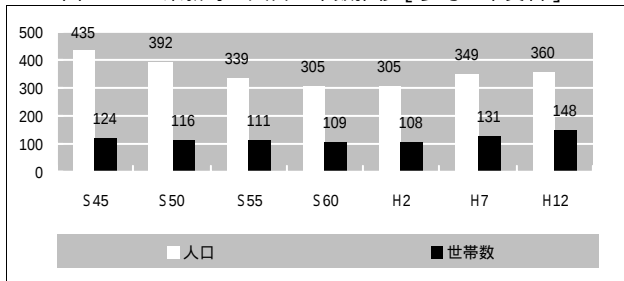


図 2.1-9 西新町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

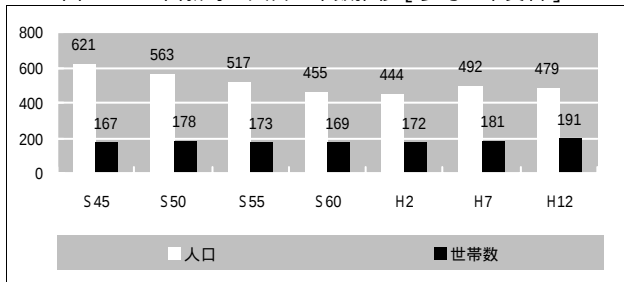


図 2.1-10 南新町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

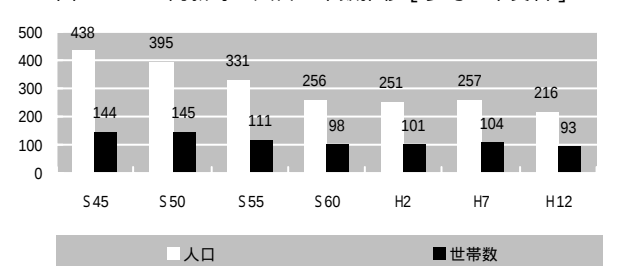


図 2.1-11 北新町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

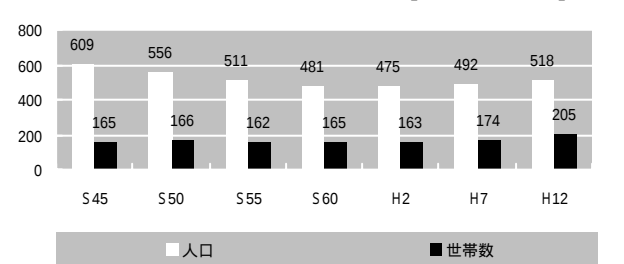


図 2.1-12 乾新町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

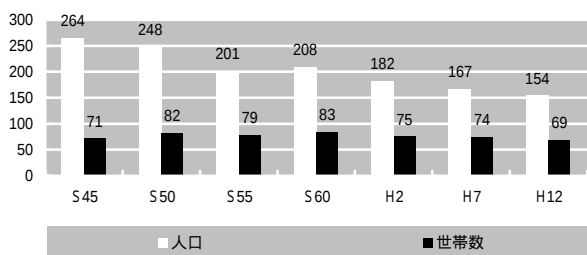


図 2.1-13 山内町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

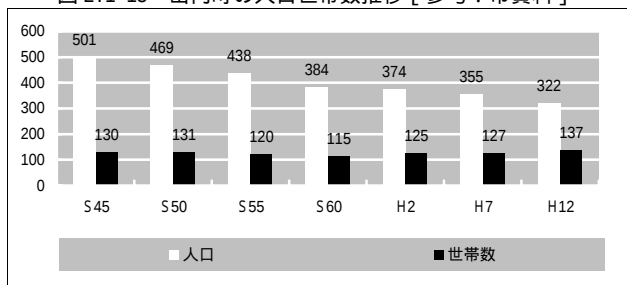


図 2.1-14 上河原町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

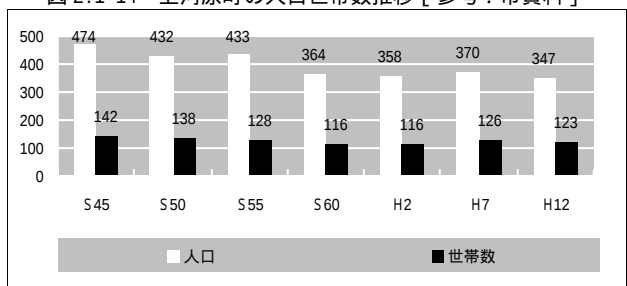


図 2.1-15 下河原町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

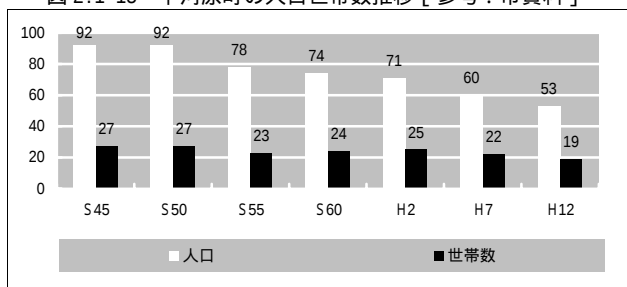


図 2.1-16 小川町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

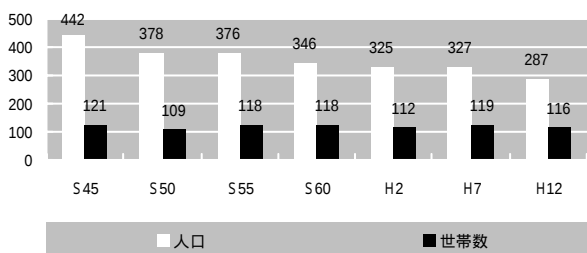


図 2.1-17 上立町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

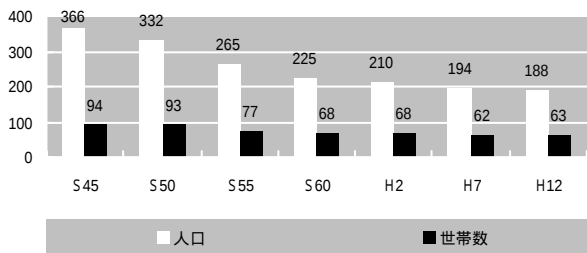


図 2.1-18 下立町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

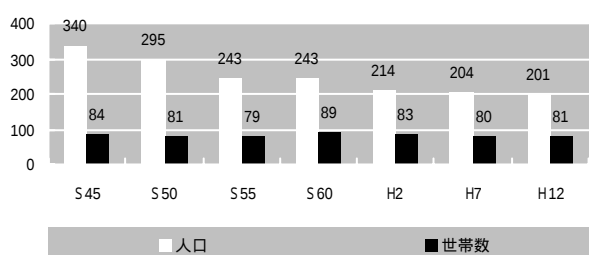


図 2.1-19 呉服町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

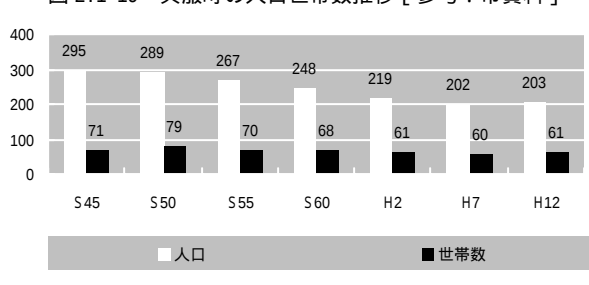


図 2.1-20 上二階町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

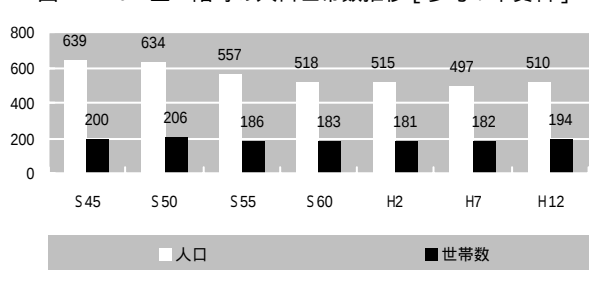


図 2.1-21 下二階町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

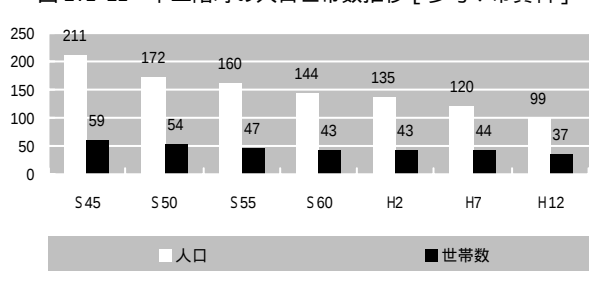


図 2.1-22 魚屋町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

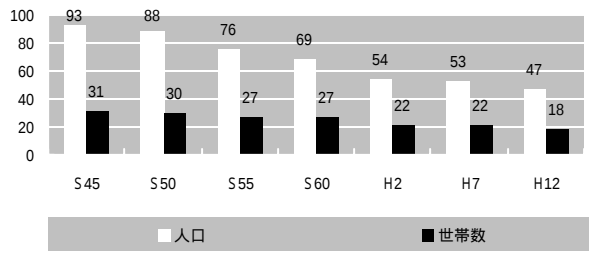


図 2.1-23 上西町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

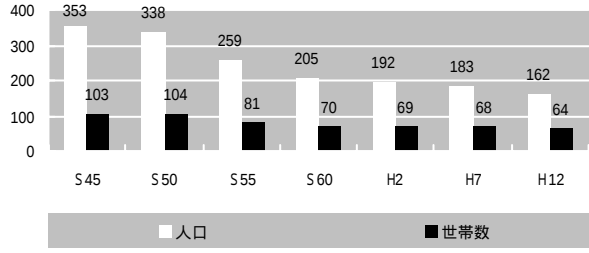


図 2.1-24 下西町の人口世帯数推移 [参考：市資料]

2.2 篠山城下町の歴史

2.2.1 城下町の成立

篠山城下町誕生の契機である篠山城築城は、徳川家康が慶長 5 年（1600）に関ヶ原の戦いに勝利を収めたことを発端とする。家康は、戦勝後の慶長 8 年（1603）に征夷大將軍となり江戸に幕府を開くが、豊臣家ゆかりの諸大名が勢力を温存していたことから、大坂城を包囲するように、近畿の主立った城に譜代大名を配置する必要があった。当時の篠山は大坂城と西日本の諸大名を分断するのに格好の地であったことから、山陰道の護りの要と位置づけられ、この地に徳川政権の最西端の拠点構築が構想される。

慶長 13 年（1608）家康は実子とされる松平（松井）康重を常陸国笠間城から丹波八上城に 5 万 20 石の朱印状を与え転封を命じた。ところが、八上城は 3 方が急斜面の標高 459m の山城であったため、近世的城地の条件に適したものではなかった。

そこで、多紀郡の中央部に築城候補地を探すことになり、適地として「笹山」という独立丘陵が選ばれる。この丘陵を選択した理由は、西と東を「飛ノ山」「王地山」という同規模の丘陵が挟むとともに、南を篠山川が西流し、2 つの丘陵と相まって防御上有効な地形であったためである。

築城は普請総奉行に池田三左衛門輝政、縄張りは藤堂和泉守高虎とし、慶長 14 年（1609）に天下普請で行われた。笹山のあった地域は黒岡村と呼ばれる農村地帯であり、太閤検地時の古記録等によれば 997 石の石高を有する豊かな村であった。しかし、築城地として石高 385 石余にのぼる土地を接收されるとともに、村の中心に位置する笹山に築城となったことから、村落自体も城下北方に移されることになる。

篠山城下町の整備は、この篠山城築城の翌年、慶長 15 年（1610）から開始される。

2.2.2 城下町の整備

篠山城下町は松平（松井）康重の家老岡田内匠らが地割奉行となって、篠山城を中心に方格基調で縄張された。城下町は初代城主松平（松井）康重の在城 10 年の間に基本的原型が出来上がり、3 代目の松平（藤井）

忠国の時に城下町としての形態や機能が完成し、更に松平（形原）康信の時に成熟していったものである⁽¹⁾。

城下町の整備は、王地山の南麓を流れていた篠山川を、南方に付替えることから始まった。また、篠山川の支流であった黒岡川を、城の南東で直角に屈曲させ、城の南を西方向へ流下するように付替え、外濠の機能を持たせた。

武家町は城内に家老屋敷を配し、現外濠の東、西、南、北の濠端に家臣屋敷が、その外縁に徒士や中間足輕屋敷が配置される。東濠端の東の筋には餌差町、西濠端の西の筋は御徒士町、そして北濠端と追手、その裏の筋を小姓町と称し、武士階級によりゾーニングされた居住区域が、藩主が居住する城本丸を重層的に取り囲むよう配置された。

さらに、山陰街道が城下の南東に引き込まれ、北へ、西へと幾度も屈折しながら武家町を取り囲むように城下を貫く。なお、この街道沿いに寺院や町家が配置され、商家町が形成される。

なお、寺院は八上城下から移されたもので⁽²⁾、城下町の防備の役割及び信仰の拠り所とした。また、町家の整備についても、八上から強制移住が行われた⁽³⁾。さらに周辺には八上の他にも宮田、味間、追入などが商工業者の町として町建てしていたが、それらについても大半が篠山城下町に移され、中には町としての存続が困難になり村に転落した地域もある。『篠山町建由来⁽⁴⁾』『黒岡村高引帳』等によると、慶長 15 年（1610）立町、呉服町、二階町、魚屋町が町建、慶長 16 年（1611）西町が町建、元和 6 年（1620）河原町、小川町が町建とある。

こうして、篠山城下町における武家町並びに商家町の計画的配置は、築城からおおよそ 40 年後の正保年間（1644～48）前後に一応の輪郭が完成する⁽⁵⁾。なお、城下町の人口構成について、嵐瑞澂氏は『丹波篠山の城と城下町』の中で、町方人口は約 2,700 人、武家人口は約 3,600 人と推測している⁽⁶⁾。また、町方人口と武家人口の関係から、篠山城下町が封建的構造を持つ領国行政都市であった性格も指摘する。

寛延元年（1748）亀山藩主青山家と篠山藩主松平（形原）家との国替が幕府内で決定され、青山忠朝が篠山に入封する。青山家はそのまま版籍奉還まで藩主を勤

めることとなる。松平（形原）青山時代を通じて城下町の都市形態に大きな変化は見られない。米麦生産主体の山間地の小藩では変化は望むべくもなかったとも言える。

2.2.3 城下町の近代以降

明治元年（1868）に朝廷から山陰道鎮撫使が派遣され、城を明け渡すことにより篠山藩は終焉する。翌年には版籍奉還が行われ、藩主青山忠敏が篠山藩知事に任命される。しかし、明治4年（1871）には廃藩置県により忠敏は職を解かれ、東京への移住を命じられる。800人の藩士も俸禄を離れ、家老、家臣等武家の多くが篠山を立ち退き、武家町は衰退していくことになる。

篠山藩の消滅は、藩政執行、経済統制という武家のための町が、城下に集住する商工業者の町へと都市の位置付けが変化する契機となる。また、郡役所、町役場、裁判所、税務署や旧制中学校、女学校といった新しい都市機能が加わることで、多紀郡の行政、教育、経済の中核地として機能し続ける。

明治時代、商業の中心地は下河原町で、各商店が軒を並べ郡内の顧客を引き受けていた。当時篠山は京都の経済圏に属しており、仕入れ等のために京飛脚が毎日車を引いて京都との間を往復し、非常に賑やかな雰囲気形成した。下河原町には本庄屋、米多、マルセといった大呉服店をはじめ、荒物の小多田屋、小間物の小満源、紙の広定、油のあかしや、ゆばの井筒屋、菓子の白銀屋、瀬戸物のいづみ屋、薬の奈良屋、火鉢の沢治、印刷の萩原活版所、洋服の平尾など郡内の代表的な商店が揃っていた。

明治32年（1899）に阪鶴鉄道（現JR福知山線）が篠山城下町から4km西方に開通し、明治41年（1908）には歩兵第70連隊が町の北西に設置される。そして、大正4年（1915）に篠山軽便鉄道（大正14年「篠山鉄道」と改称）が営業を開始し、規模は小さいが、篠山 - 弁天（現篠山口）間が鉄道で結ばれることとなる。開通当時は乾新町に停車場があったが、大正10年（1921）に城下町内まで路線が延伸されている。これら鉄道の敷設によって篠山の商業は大阪との関係が徐々に強くなり、賑わいの中心は河原町から二階町、魚屋町と西方に移動する。

昭和19年（1944）に国鉄福知山線篠山口駅から支線の篠山線が敷設される。城下近接駅「篠山駅」が設置されたが、この駅は篠山川の南方約300mと篠山城下町の中心からは遠かった。また国鉄篠山線の新設と同時に、篠山鉄道が廃線となる。ところがこの篠山線も国鉄の経営合理化によって昭和47年（1972）に廃止された。

なお、篠山城下町は第2次世界大戦の混乱期に一時消沈することはあったものの、戦後は県立大学の開学等もあり、一定の発展を続けることになる。

このように鉄道に恵まれない篠山城下町は、日本の各都市に特有の駅前を中核とする市街地開発や、無秩序な建築物の乱立といった状況とは無縁のまま今日に至っている。

【2.2 注釈】

(1)松平3家による篠山藩主の移り変わりを次に記す。元和5年（1619）松平（松井）康重は泉州岸和田城に転封となる。後任は松平（藤井）信吉で、上野国高崎城より入封する。なお、松平（藤井）信吉は、入封と同時に自らの崇敬する本經寺を篠山に持ち込んだ（上河原町）。そして慶安2年（1649）松平（藤井）忠国が播州明石城に転封し、後任に松平（形原）康信が摂津高槻城より入封する。このように青山家の入封まで、松平3家が篠山藩主を務めた。

(2)各寺院の縁起書等によると、移動は慶長15、6年（1610、11）にかけて行われている。なお、尊宝寺（立町）、来迎寺（立町）、誓願寺（魚屋町）を街道の屈折した部分に、眞福寺（上河原町）、観音寺（下河原町）、妙福寺（下西町）を町並みの重要地点に移している。

(3)呉服町、立町、二階町、魚屋町の町名は八上から町家とともに移転してきたものと伝えられている。

(4)篠山城下町の形成過程を年代順に記録し、末尾に築城前の黒岡村にあった社堂について考察した文献。

(5)正徳年間（1711～1716）の高附帳に、上河原町81戸、下河原町72戸、小川町15戸、上立町57戸、下立町74戸、呉服町49戸、上下二階町63戸、魚屋町41戸、上西町26戸、下西町45戸、計523戸と各町の記録がある。

(6)当時の武家町の姿を知る資料として、寛永元年（1748）大沢村大庄屋杉本八郎兵衛の『御所替日記』がある。これによると、城内屋敷16軒、御家中屋敷128軒、御切米取屋敷174軒、足輕衆348軒、長屋9軒、計675軒となっている。なお、嵐瑞漱氏はこの記録および、上級武士の屋敷内人口から当時の武家人口を算出している。一方、商家町については宝暦12年（1762）の記録に523戸2673人、天明3年（1783）の記録に641戸2670人、文政頃（1820）の記録に661戸2670人、天保9年（1838）の記録に660戸2644人とある。

(7)阪鶴鉄道は当初、西町西方に停車場を設置する予定であったが、計画が変更され、路線は現在の篠山口駅を通過した。

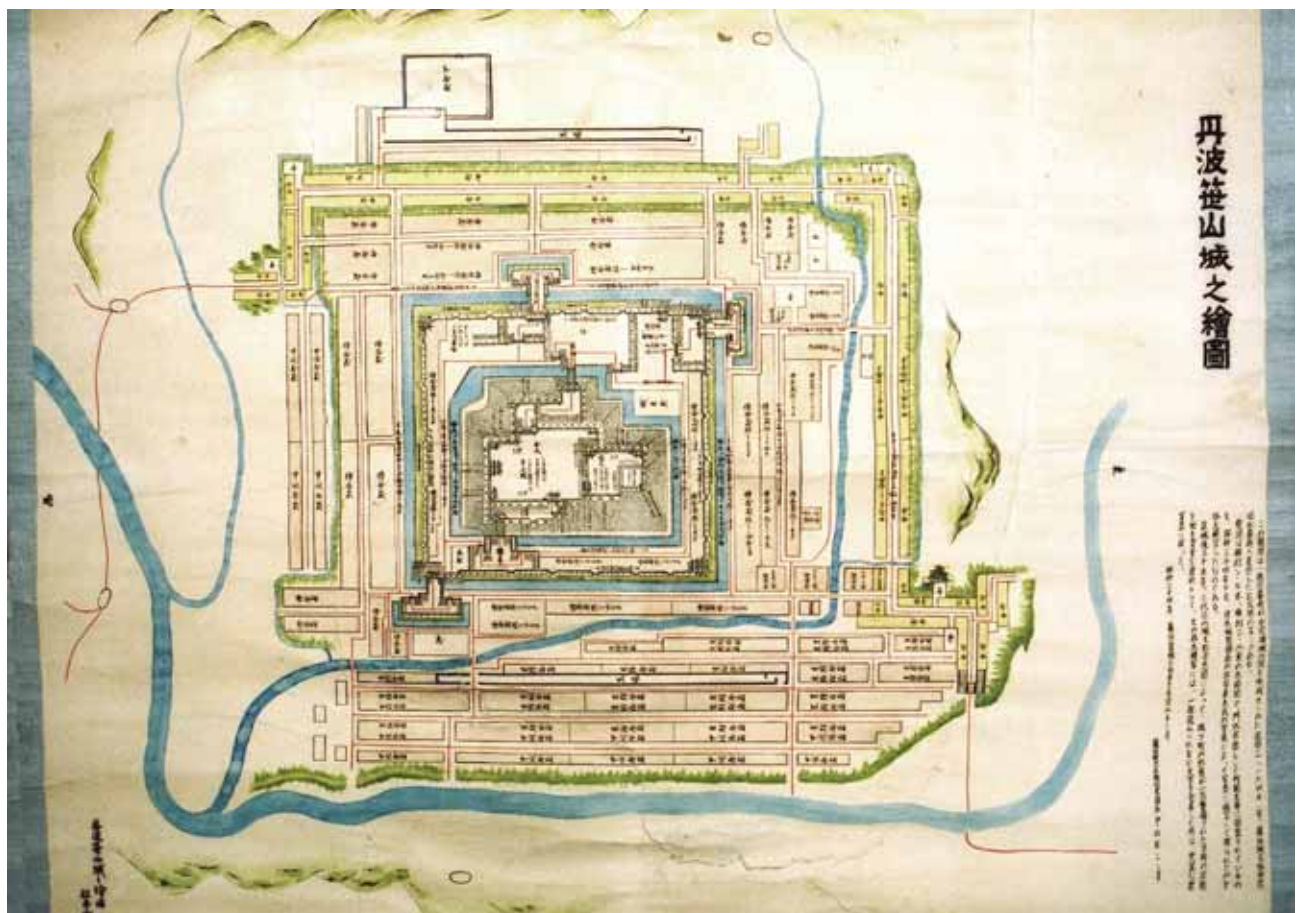


図 2.2-1 正保年間（1644-1648）当時の城下町絵図〔出典：「丹波篠山城之繪圖」（昭和 34 年中山正二模写）〕

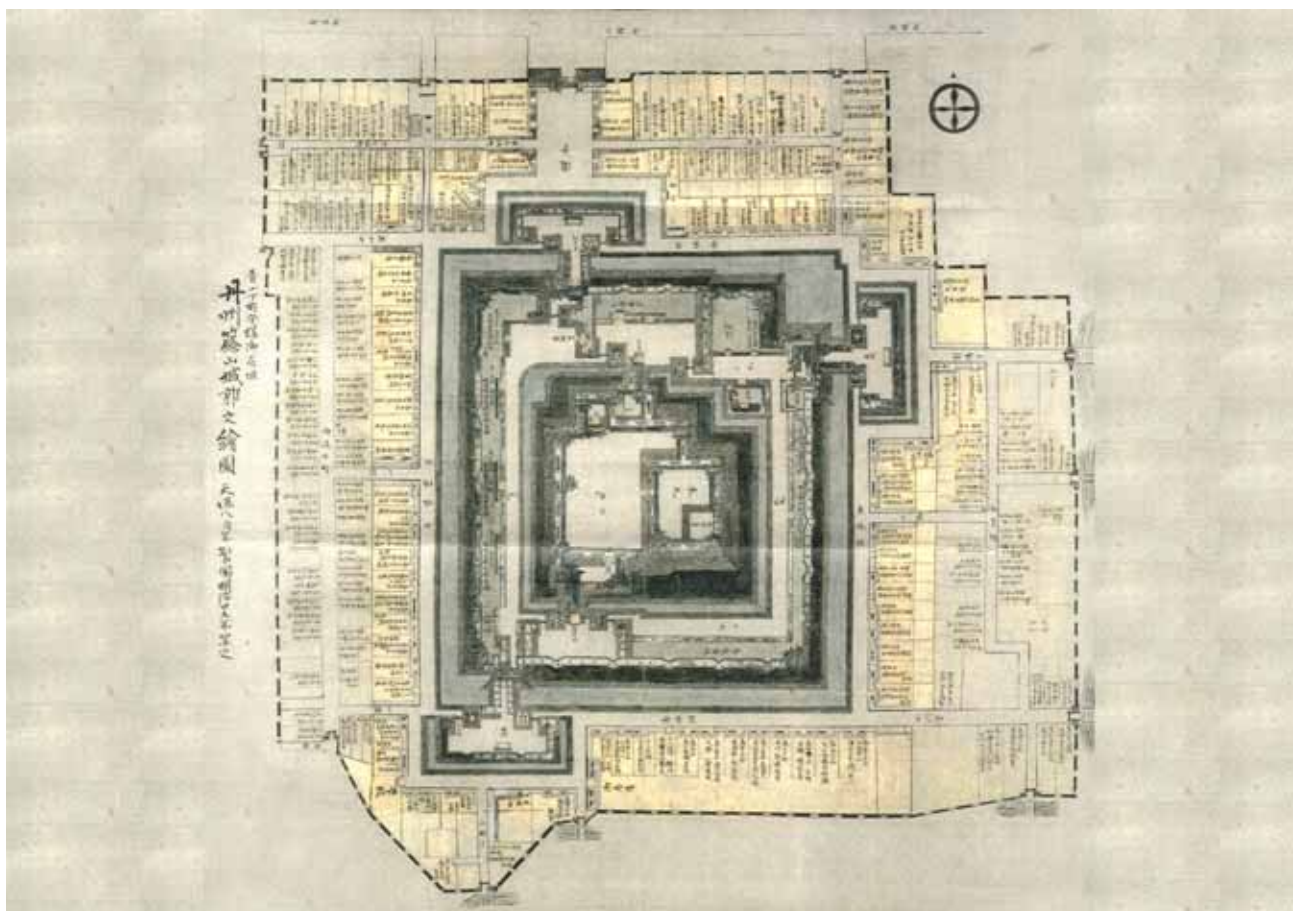


図 2.2-2 天保 8 年（1837）当時の城下町絵図〔出典：「丹波篠山城郭之繪圖」（明治 25 年模写）〕

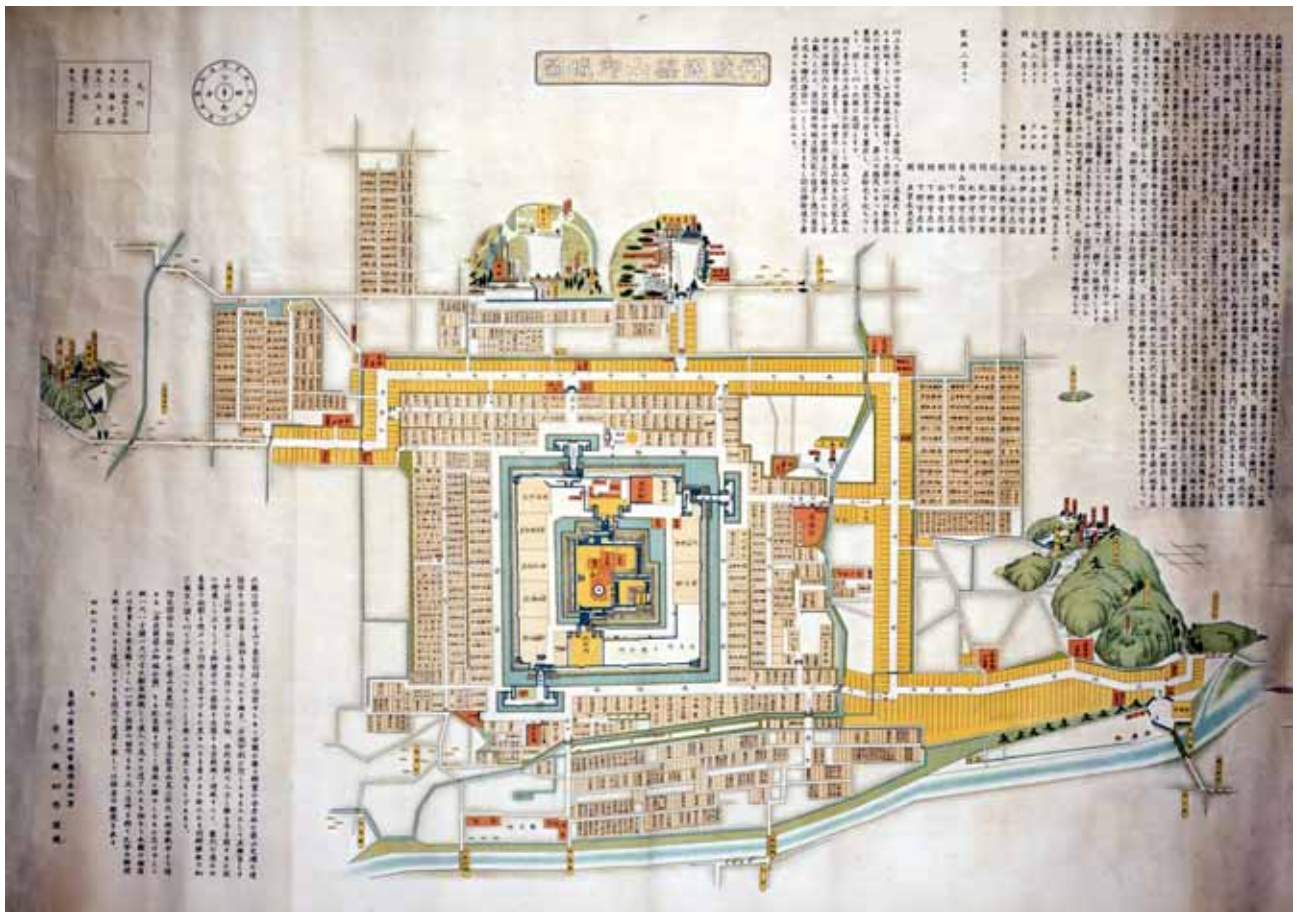


図 2.2-3 明治 2 年 (1869) 当時の城下町絵図 [出典 : 「丹波国篠山御城図」 (昭和 6 年)]

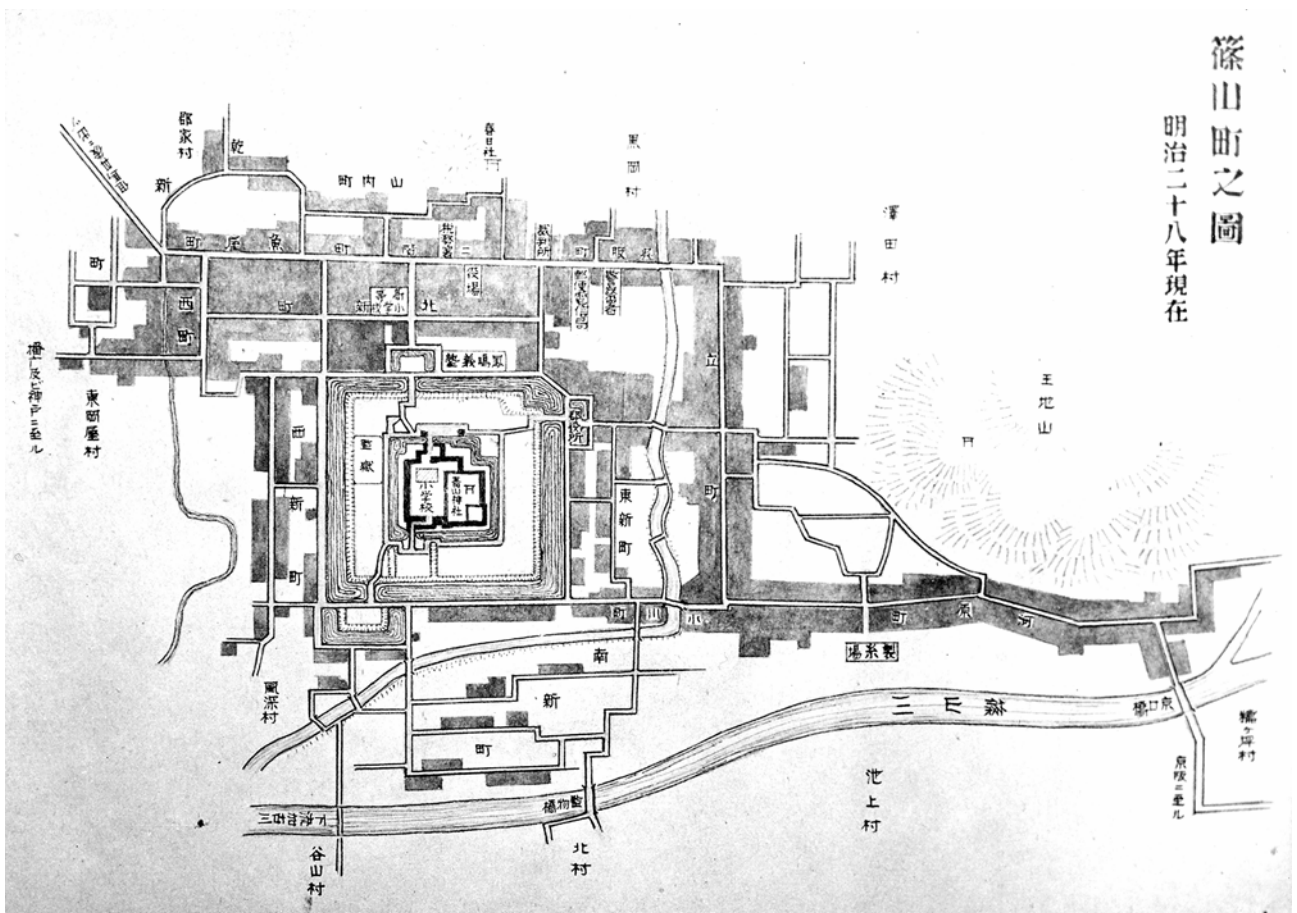


図 2.2-7 明治 28 年 (1895) 当時の篠山町 [出典 : 「篠山町之図」 (『丹南業和』明治 28 年)]

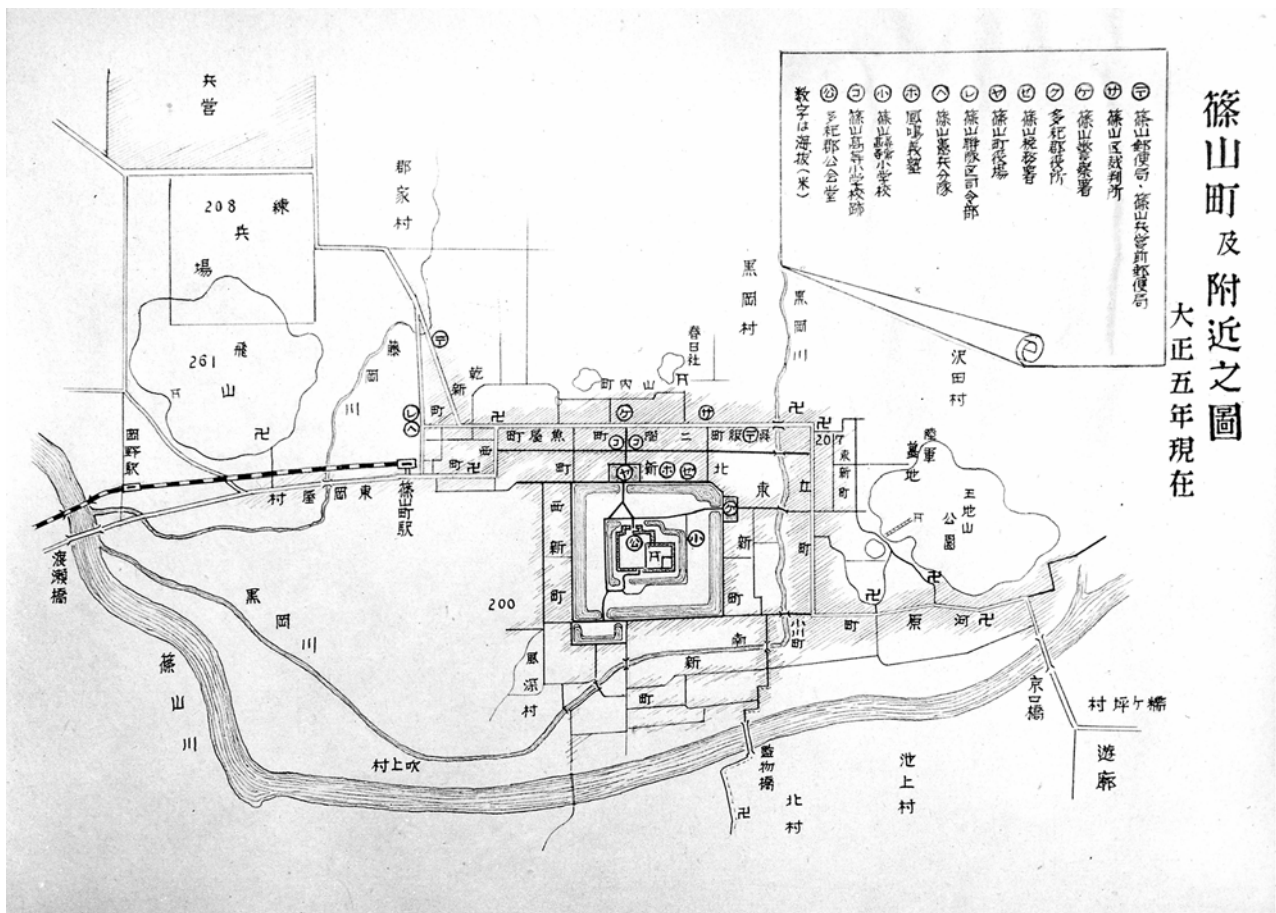


図 2.2-8 大正 5 年（1916）当時の篠山町 [出典：「篠山町及附近之図」(『篠山案内記』大正 5 年)]

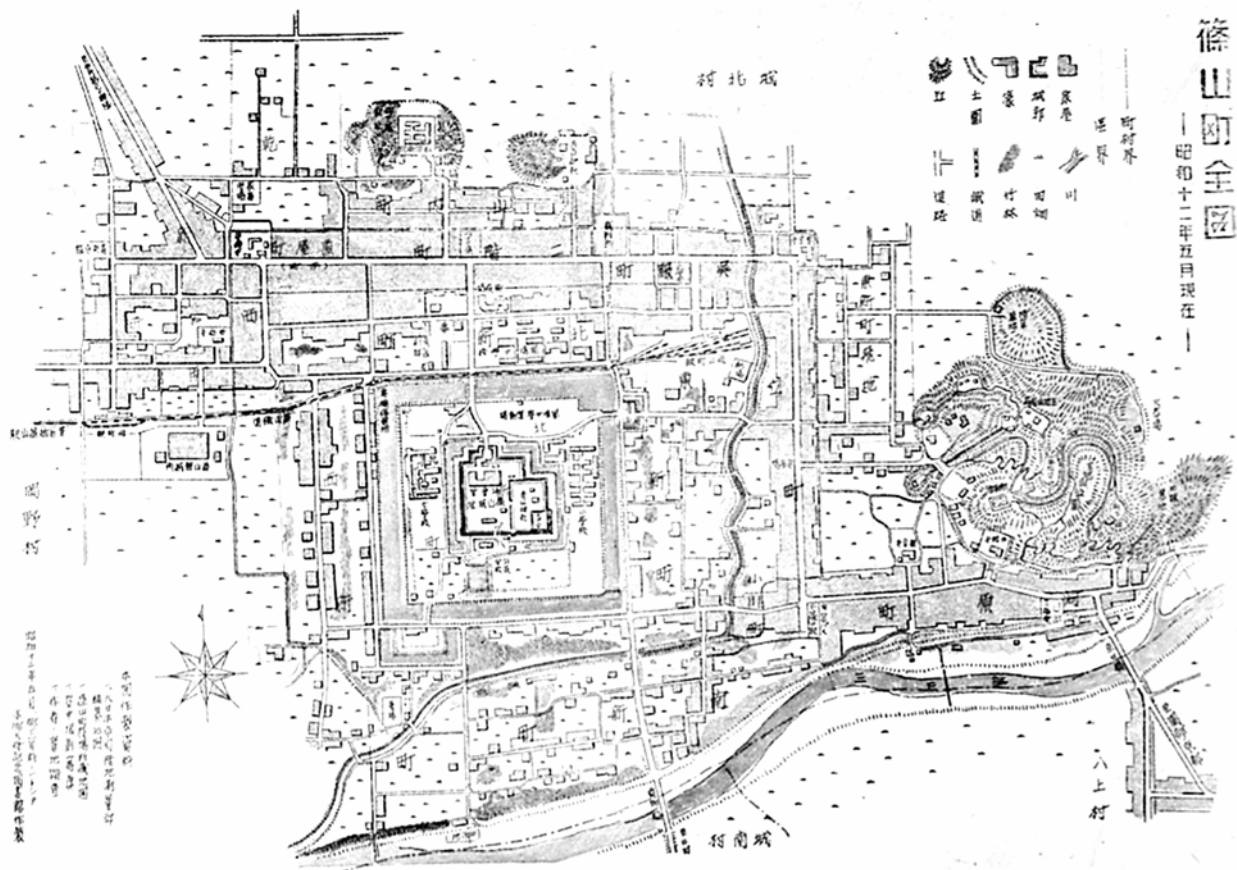


図 2.2-9 昭和 12 年（1937）当時の篠山町 [出典：「篠山町全図」(篠山町、昭和 12 年)]

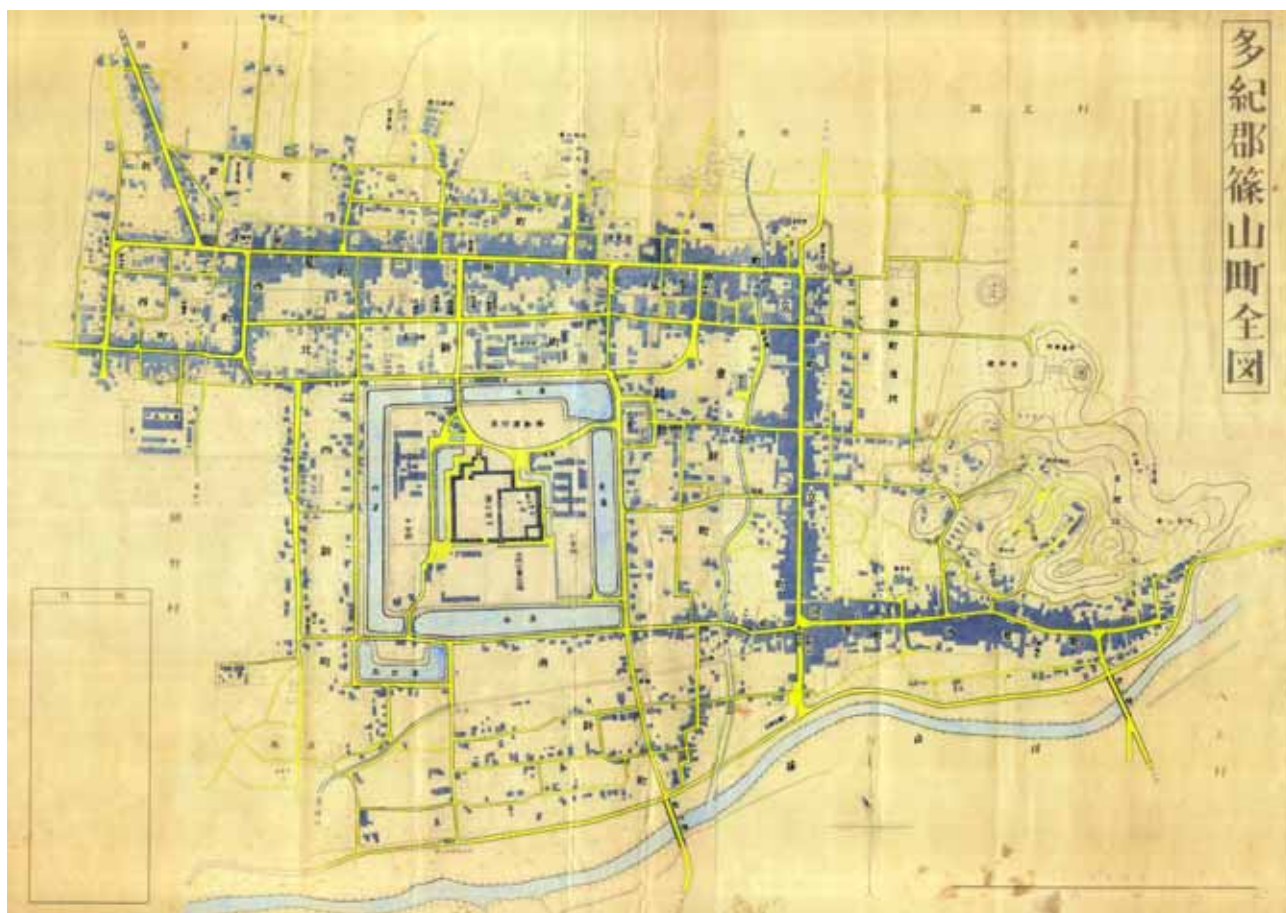


図 2.2-10 昭和 30 年（1955）当時の篠山町 [出典：「多紀郡篠山町全図」(昭和 30 年)]

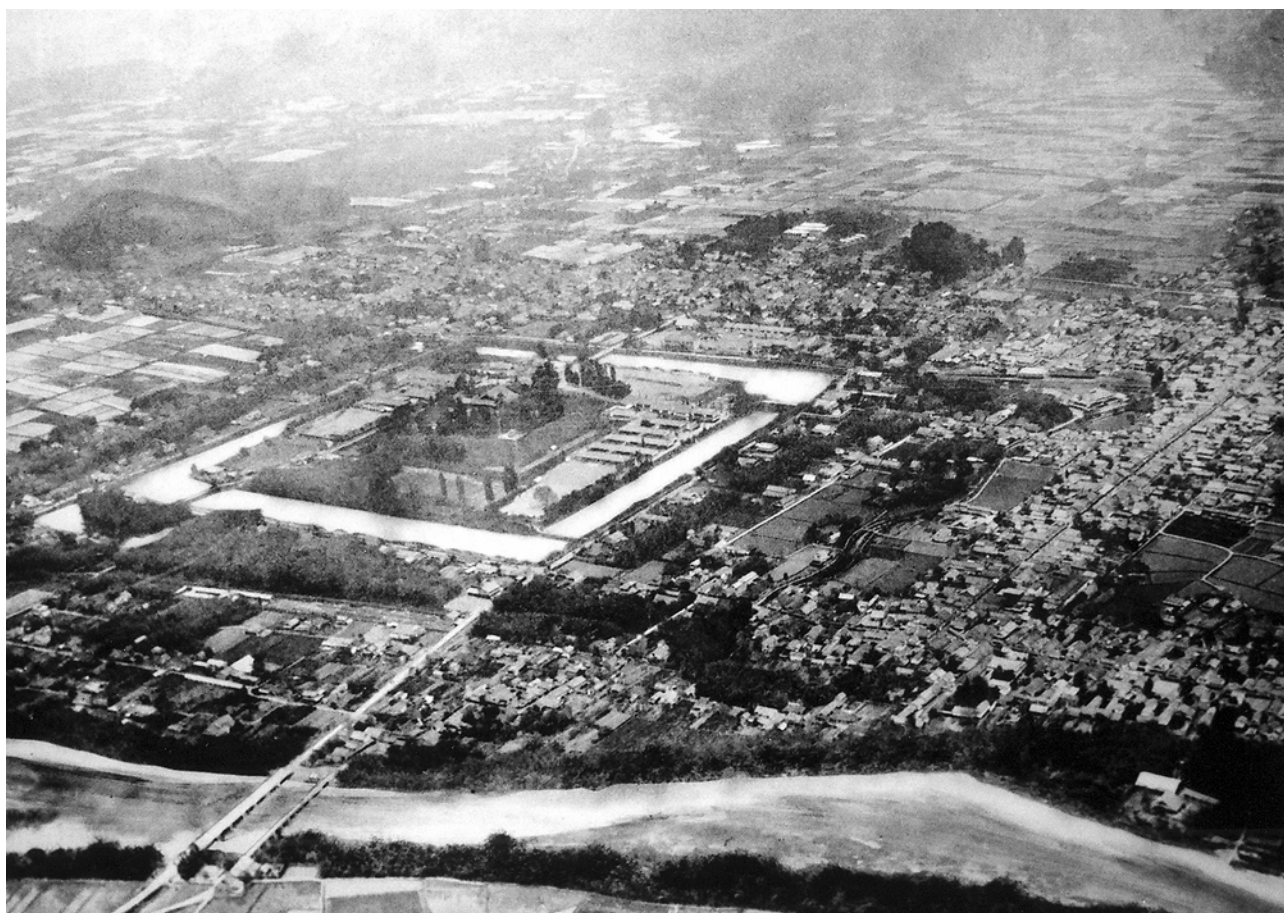


図 2.2-11 戦前の篠山城下町 [出典：小林米造他『篠山町七十五年史』(篠山町、昭和 30 年)]

2.3 篠山城下町の現況

篠山城を中心に城下町を構成した各地区の現況を以下に記す。なお、各種建物分布調査は東新町、西新町、南新町、北新町、河原町、立町、呉服町、二階町、魚屋町、西町の範囲で行った。(図 2.3-1～16)

2.3.1 各種建物の現況と公共公益施設の分布

1) 用途別建物現況(図 2.3-17)

用途別に建物の分布を見ると、旧武家町(東新町、西新町、南新町、北新町)では専用住宅が広く分布しているのがわかる。また、篠山城跡の周囲では各住宅の敷地が広く、ゆとりをもって建物が配置される。一方、旧黒岡川より南の地域では専用住宅が一定の密度を持ち分布し、篠山南線沿いには業務施設や商業施設の分布も確認できる。なお、北新町では篠山城跡やその北側に官公庁や文教施設が集積しており、篠山市のシビックゾーンを形成する。

旧商家町(河原町、立町、呉服町、二階町、魚屋町、西町)では、店舗併用住宅や商業施設の用途を持つ各建物が通りに沿って高密度に集まり、商店街を形成する。中でも、二階町や魚屋町には商業施設や業務施設、飲食・サービス施設、店舗併用住宅が混在するように立地し、現在の城下町の中で商業地として特化した地区となっている。

2) 構造別建物現況(図 2.3-18)

構造別に建物の分布を見ると、城下町全体に木造住宅が広く分布していることがわかる。

旧武家町においては、外濠周囲に伝統的な木造土塗の家屋が点在する。中でも西新町御徒士町通りには、伝統的な家屋が数多く立地し、歴史的な景観を形成する。しかし近年にかけて、東新町や南新町の保存対策調査地区外では大きな宅地を利用した新規宅地の開発分譲が数カ所で行われており、新建材による新しい住宅の分布も多数確認できる。なお、旧黒岡川以南ではこのような住宅がまとまって分布し、西新町南馬出南側や篠山南線周辺には一定の規模を持つ新規のアパート等も確認できる。また、北新町に集まる公共施設は鉄骨造や鉄筋コンクリート造による大規模な建物が多い。

旧商家町では通りに沿って、各町木造土塗の伝統的な家屋が数多く集積する。特に河原町では、木造土塗の伝統的な家屋の集積度が非常に高く、歴史的な景観が形成される。一方、現在の商業の中心地である二階町や魚屋町では鉄骨造等の非木造建物の分布が多数見られ、現存する伝統的な家屋でも、多くが現代的な材料を用いたファサード改修が行われている。また商家町全体において、細長い敷地の形状から、通り表側の伝統的な主屋とは別に、裏側に新建材による新規建物を建設するケースが頻繁に見られる。

3) 階数別建物現況(図 2.3-19)

構造別に建物の分布を見ると、城下町全体は大部分が2階以下の低層建物で構成されていることがわかる。

旧武家町では、外濠周辺に平屋の建物が多く分布し、旧黒岡川以南では一般的な2階建ての建物が多い。一方、北新町に集まる公共施設の多くは3階以上の建物となっており、他にも3階以上の建物は、東新町に立地する業務施設や篠山南線周辺で数軒確認できる。

旧商家町では多くが中2階や本2階の建物で構成され、中でも河原町では伝統的な中2階の家屋が多数見られる。一方、3階以上の建物も各町に点在するが、二階町周辺において多数の分布が確認できる。

4) 公共公益施設分布(図 2.3-20)

旧武家町では、北新町に市役所やたんば田園交響ホール、大正ロマン館、篠山郵便局、青山歴史村、篠山城跡大書院、市立篠山幼稚園、市立篠山小学校等の官公庁や文教施設が多数立地し、ゾーンを形成している。また、東新町には丹波杜氏酒造記念館や篠山保育園、西新町には武家屋敷安間家史料館が立地する。

一方旧商家町では、河原町に能楽資料館や丹波古陶館、呉服町には歴史美術館、ほろ酔い城下蔵(鳳鳴酒造)、二階町に篠山商工会館等が立地する。

なお、大正ロマン館や武家屋敷安間家史料館、丹波古陶館、歴史美術館等は歴史的建物を活用したもので、これら文化施設が城下町全体に点在している。



图 2.3-1 東新町（東濠端）



图 2.3-5 北新町



图 2.3-2 西新町（御徒士町）



图 2.3-6 河原町（上河原町）



图 2.3-3 西新町（西濠端）



图 2.3-7 河原町（下河原町）



图 2.3-4 南新町（南濠端）



图 2.3-8 小川町



图 2.3-9 立町（上立町）



图 2.3-13 下二階町



图 2.3-10 立町（下立町）



图 2.3-14 魚屋町



图 2.3-11 呉服町



图 2.3-15 上西町



图 2.3-12 上二階町



图 2.3-16 下西町

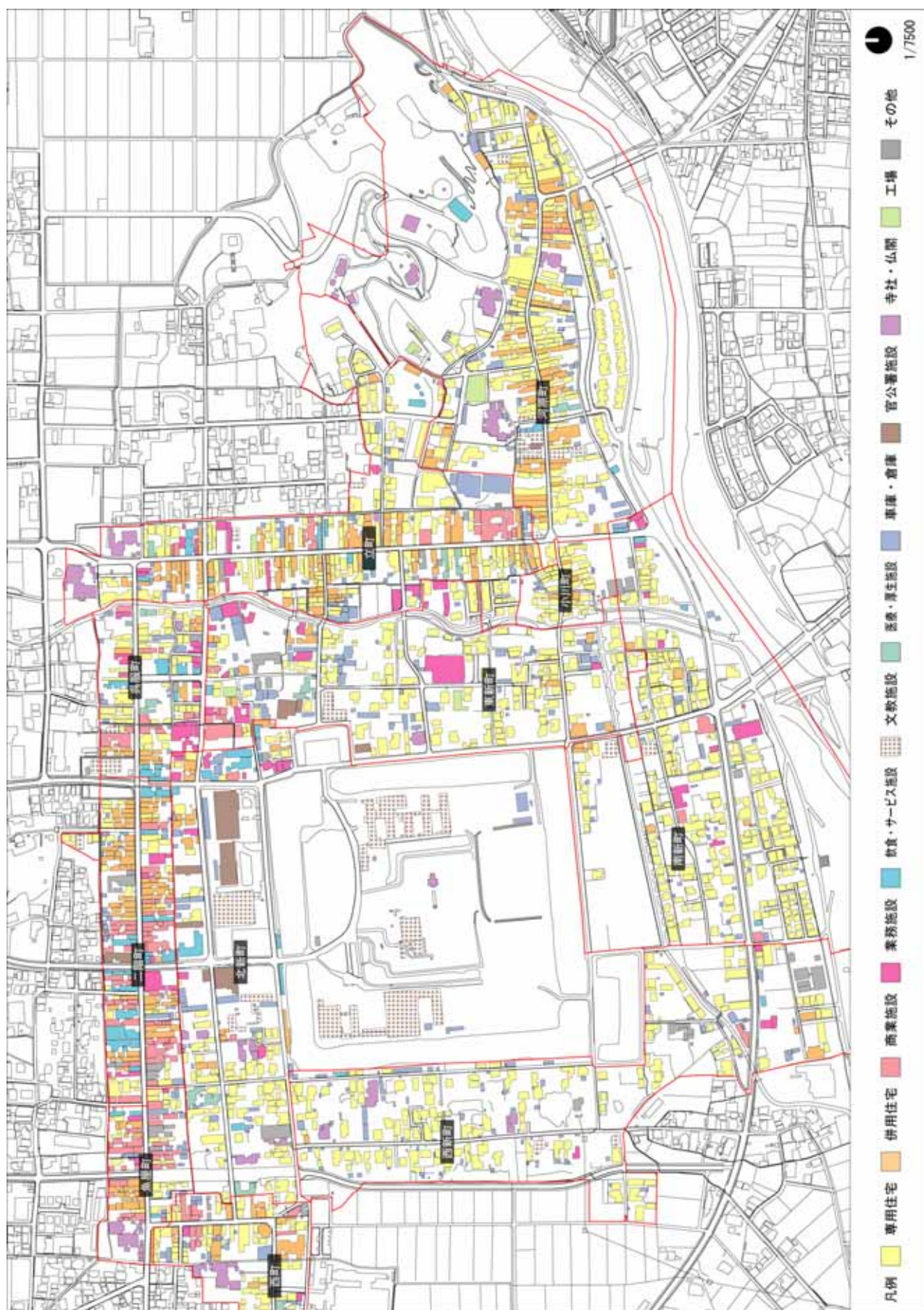


図 2.3-17 用途別建物分布図

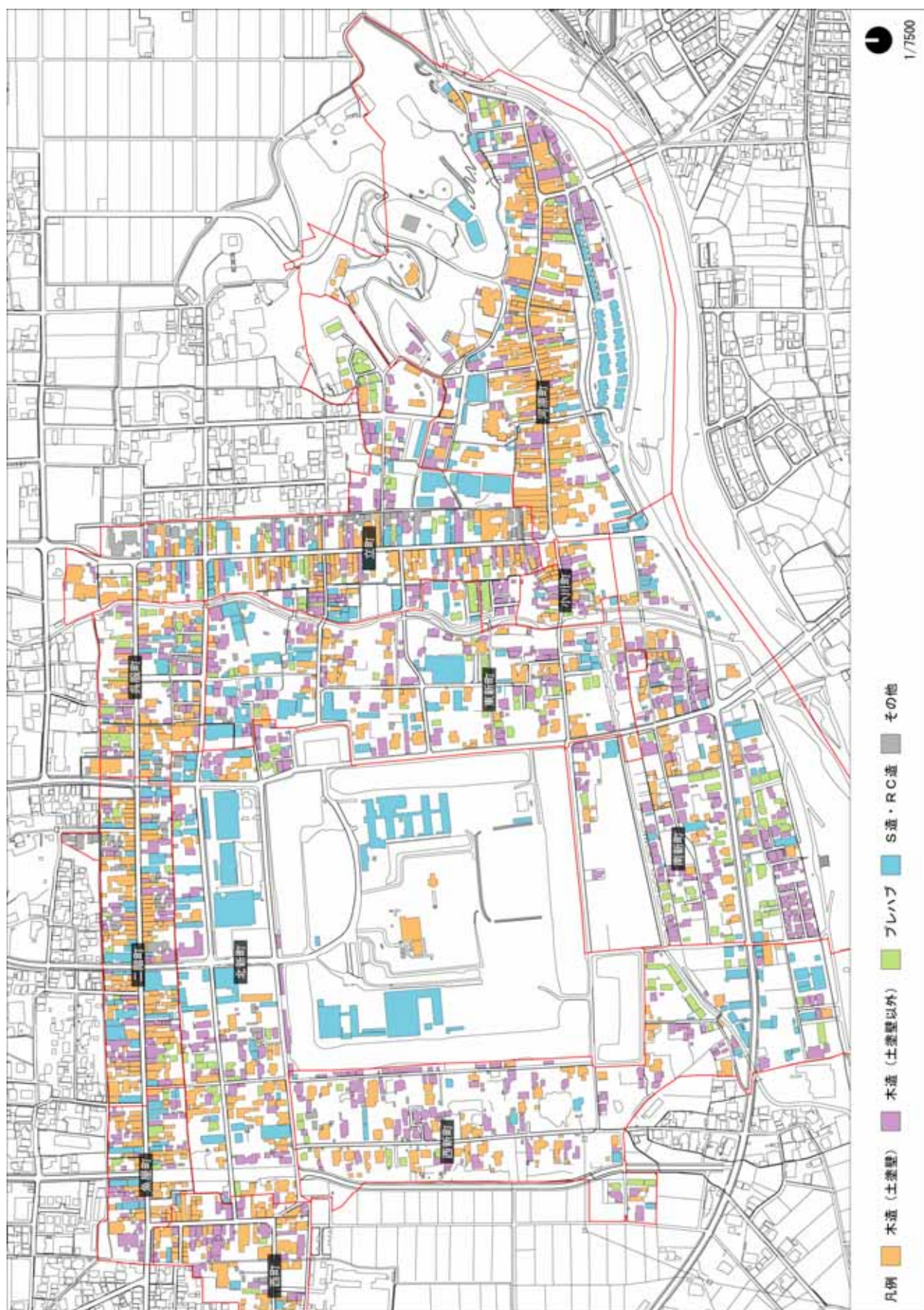
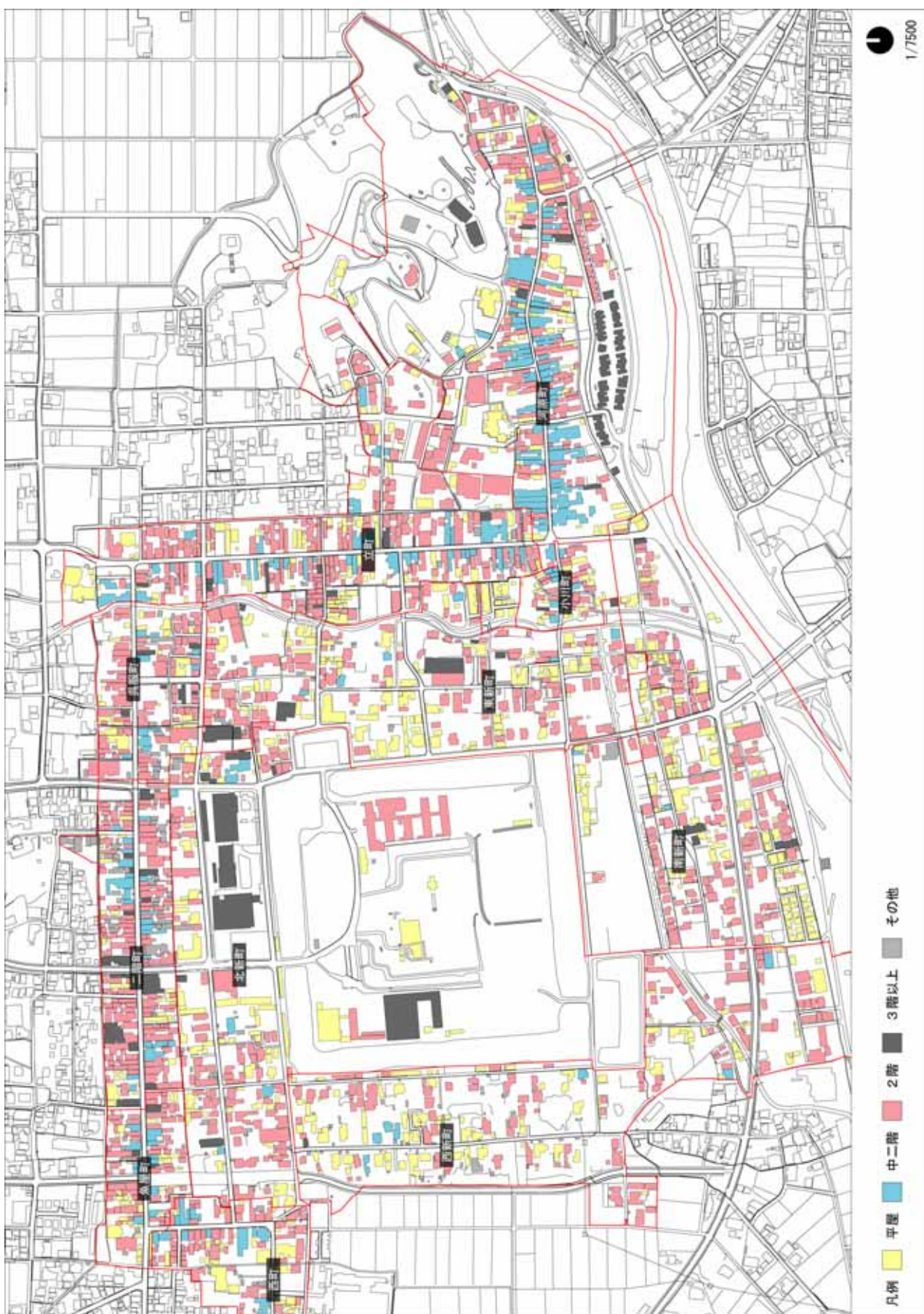


図 2.3-18 構造別建物分布図



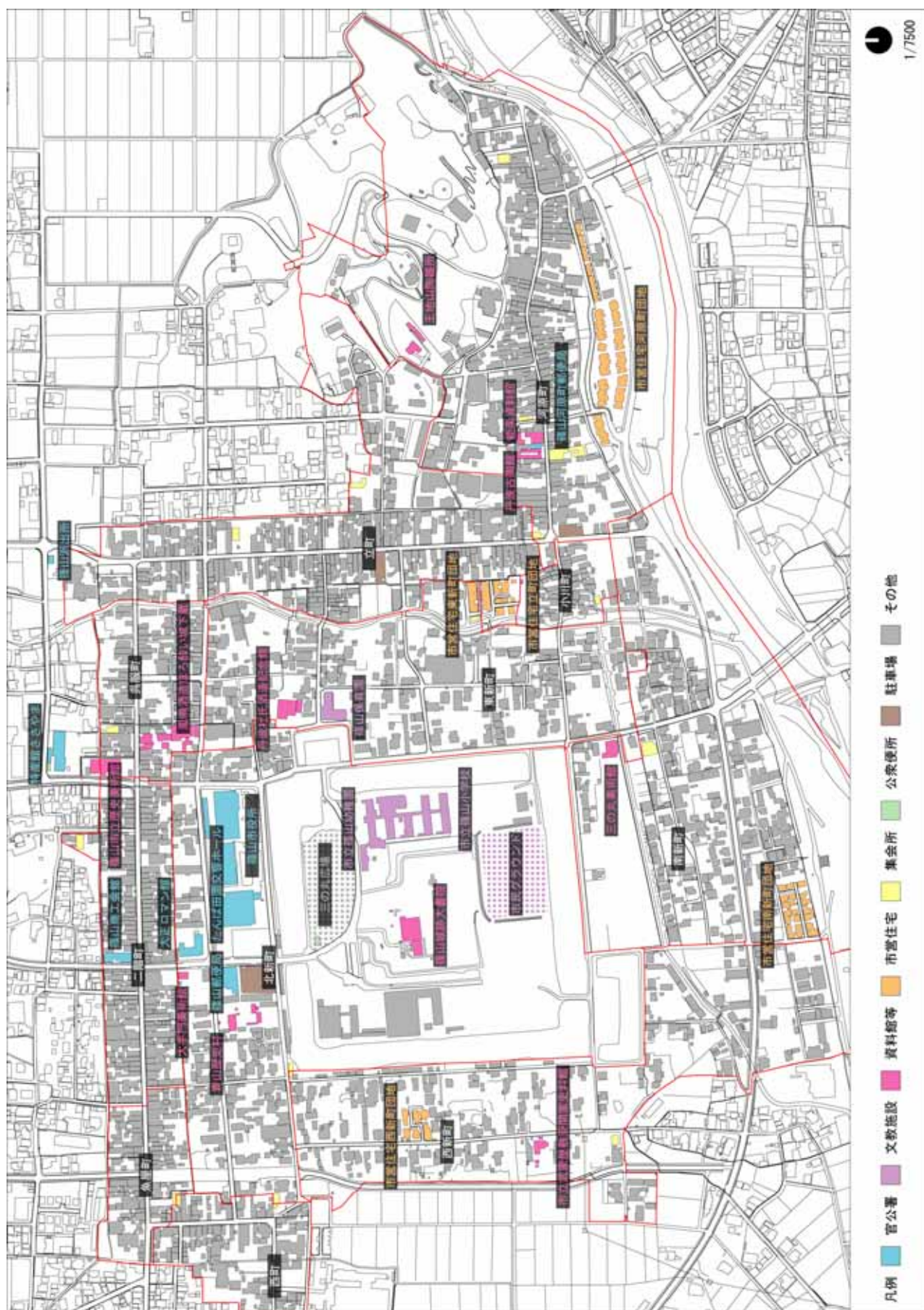


図 2.3-20 公共公益施設分布図

2.3.2 文化財及び寺院の分布

1) 文化財の分布

城下町地区周辺に分布する文化財(建造物及び史跡)を図 2.3-37 に記した。各概要を以下に記す。

なお、篠山市全体の文化財一覧は「6. 参考資料」に記した。

国指定重要文化財 春日神社能舞台 (図 2.3-21)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 平 15.5.30 所在地 / 黒岡

春日神社の境内にあり、能楽愛好者として知られた篠山藩第 13 代藩主青山忠良が文久元年(1861)に寄進建立したものである。藩主の趣向に合わせて凝った造りとなっており、床板を踏む音を反響させるため、床下に丹波焼の大甕を配置している。

国指定史跡 篠山城跡 (図 2.3-22)

員数 / 19.3 万㎡ 指定年月日 / 昭 31.12.28 所在地 / 北新町

慶長 14 年(1609)に藤堂高虎の縄張りにより、天下普請で築城された方形約 400mの平山城である。本丸及び二の丸を構成する高石垣と周囲の犬走り、内濠、三の丸、外濠、南と東の馬出などの城郭を構成する遺構が現在も良く残っている。

県指定文化財 小林家長屋門 (図 2.3-23)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 昭 54.3.20 所在地 / 西新町

文化年間(1804~18)に篠山藩第 12 代藩主青山忠裕が、老女小林千衛のために修築した屋敷の長屋門である。屋根形式は茅葺で、内部には上段の間や物見等を設け、篠山城下町の武家屋敷門を代表する遺構となっている。

市指定文化財 誓願寺楼門 (図 2.3-24)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 昭 33.8.10 所在地 / 魚屋町

誓願寺は篠山城下町建設時に八上から現在の地に移されたものである。一間一戸、重層屋根入母屋造、本瓦葺の四脚門で、修理は施されているものの室町時代の建築様式を残している。

市指定文化財 高城屋敷門 (図 2.3-25)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 昭 44.11.18 所在地 / 北新町

波多野氏の居城である八上城内の屋敷門を、後年篠山城下の武家屋敷門として移築したものである。一間

一戸、切妻造の薬医門で、当初は茅葺であったものが、移築後瓦葺に変更されている。後補の跡はあるが創建は室町期を下らず、また八上城に関わる唯一の残存建物として価値は高い。

市指定文化財 旧篠山地方裁判所 (図 2.3-26)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 昭 57.3.20 所在地 / 黒岡

篠山区裁判所は明治 24 年(1891)に建てられた、我が国最古の木造建築による裁判所である。建物は中央に玄関車寄、左右に法廷を配置した E 字型の平面を持つ木造官庁舎の典型例である。

なお、昭和 57 年(1982)に裁判所移転に伴い篠山町へ移管され、現在は篠山市立歴史美術館として利用されている。

市指定文化財 旧澤井家長屋門 (図 2.3-27)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 昭 61.3.1 所在地 / 北新町

文化年間(1804~18)の建築と伝えられる旧篠山藩士澤井家の長屋門である。澤井家から青山歴史村に寄贈され、現地に移設される。

市指定文化財 西坂家住宅 (図 2.3-28)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 平 1.2.16 所在地 / 河原町

河原町西端に立地する、醤油屋を営んでいた住宅である。明治時代に屋根の改修が行われているが、篠山城下町の妻入町家を代表する建物である。

市指定文化財 旧安間家住宅 (図 2.3-29)

員数 / 1 棟 指定年月日 / 平 6.5.20 所在地 / 西新町

安間家は篠山藩青山家に仕えた武士で、「高 12 石 3 人扶持」の禄を得ていた徒士階級の家であった。当住宅は武家屋敷群として歴史的景観を残す御徒士町に位置し、茅葺平入で中門形式の屋根を持つ。

国登録有形文化財 鳳鳴酒造主屋ほか (図 2.3-30)

員数 / 9 棟 指定年月日 / 平 15.9.19 所在地 / 呉服町

呉服町にある老舗の造り酒屋である。主屋は妻入中二階の町家で、主屋西側には平屋の事務室と土蔵が並び連続性のある街路景観をつくる。また、平屋建で式台玄関付きの離れと、2 階建の土蔵、平屋建の釜場及び洗米場、2 階建の仕込蔵、土蔵造平屋建の槽場及び麹室が建ち並び、造り酒屋の景観を構成する。

2) 寺院の分布

城下町地区の主な寺院は、慶長年間における城下町建設過程の中で、城下町防備の役割と信仰の拠り所として、八上城下から現在の場所へ移設されている。

尊宝寺、来迎寺、誓願寺は山陰街道の屈折部分に、眞福寺、観音寺、妙福寺は城下町の重要地点に配備される。また、篠山城に入封した藩主松平（藤井）信吉は自ら崇敬する本経寺を常陸国土浦から上河原町に移築した。以下に各寺院の概要を記す。

眞福寺（図 2.3-31）

上河原町に位置し、開法山と号する。浄土宗西山派に属し、篠山誓願寺の末寺である。

文禄 2 年（1593）僧本柳の開基創建に始まる。もともと八上郷小多田にあったが、兵火に類焼して八上下村に移り、篠山築城後、慶長 15 年（1610）に現在の場所に移した。

本経寺（図 2.3-32）

上河原町、王地山の麓に位置し、妙長山と号する。もともと日蓮宗武蔵国池上本門寺の末寺として常陸国土浦にあったが、当地に移転し、京都の日蓮宗大本山妙顕寺の末寺となる。

開基は慶長 6 年（1601）で、土浦の城主松平信吉が実母の供養のため建立したが、後に松平信吉が上野国高崎城主（2 年間）を経て、元和 5 年（1619）篠山城主として転封の際に今の地に移したものである。

観音寺（図 2.3-33）

下河原町に位置し、普門山と号する。禅宗曹洞派に属する雲部村洞光寺の末寺である。もともとは城北村知足に観音堂があり、当時の八上城主波多野晴通（元秀）がこの観音を信仰のあまり、洞光寺の要山玄秘和尚に乞い、その弟子嶺玖を講じて永禄 5 年（1562）正月に八上城下に移し、一寺を造営したのが始まりである。

慶長 15 年（17 年）（1610、1612）これを河原町の今の地に移す。しかし、寛文 10 年（1670）5 月 11 日に類焼して再建、正徳 4 年（1714）10 月 14 日再び出火、再建、享保 5 年（1720）7 月 3 日、3 度出火して類焼して再建したのが、現在の寺院である。

尊宝寺（図 2.3-34）

立町の北端に位置し、嶺松山と号する。浄土真宗本願寺の末寺である。僧雪隆が波々伯部郷で開基創建し、初めは尊法院と号したが、永正 9 年（1512）浄土真宗に転じて尊宝寺と改めた。

慶長 4 年（1599）八上城下の藤の木に移し、慶長 15 年（1610）に現在の場所に移す。ところが、文化 4 年（1807）立町の大火に類焼し、文化 6 年（1809）に再建する。

来迎寺（図 2.3-35）

立町の北端に位置し、清涼山と号する。浄土宗京都知恩院の末寺である。弘治年間に波々伯部郷に開いた不断寺を、僧調誉が八上城下に移して開基創建し、阿彌陀寺と号したことに始まる。慶長 15 年（1610）に現在の場所に移し清涼山来迎寺と改称した。

その後、文化 4 年（1807）に立町の大火に類焼し、文政 2 年（1819）に再建する。

誓願寺（図 2.3-24）

魚屋町の西端に位置し、清浄山と号する。浄土宗西山派に属し、京都総本山誓願寺の直末である。天正年間、僧天誉が波多野秀治の保護を受け、八上城下に開基創建したことに始まる。慶長 15 年（1610）現在の場所に移る。

誓願寺の山門は、この地へ移転後、修理に際して一部組み直した形跡はあるが、室町時代に創建されたままのもので、前述の通り篠山市の指定文化財となっている。

妙福寺（図 2.3-36）

下西町に位置し、宝乗山と号する。日蓮宗に属し、京都本圀寺の末寺である。天文 5 年（1533）に僧日助上人が摂津五百住村で施主松永某のために開基創設したもので、永禄年間（1558-1570）に八上城下に移り、慶長 16 年（1611）に現在の地に移る。



図 2.3-21 春日神社能舞台 (国指定重要文化財)



図 2.3-25 高城屋敷門 (市指定文化財)



図 2.3-22 篠山城跡 (国指定史跡)



図 2.3-26 旧篠山地方裁判所 (市指定文化財)



図 2.3-23 小林家長屋門 (県指定文化財)



図 2.3-27 旧澤井家長屋門 (市指定文化財)



図 2.3-24 誓願寺楼門 (市指定文化財)



図 2.3-28 西坂家住宅 (市指定文化財)



図 2.3-29 旧安間家住宅（市指定文化財）



図 2.3-33 観音寺



図 2.3-30 鳳鳴酒造主屋ほか（国登録有形文化財）



図 2.3-34 尊宝寺



図 2.3-31 眞福寺



図 2.3-35 来迎寺



図 2.3-32 本経寺



図 2.3-36 妙福寺

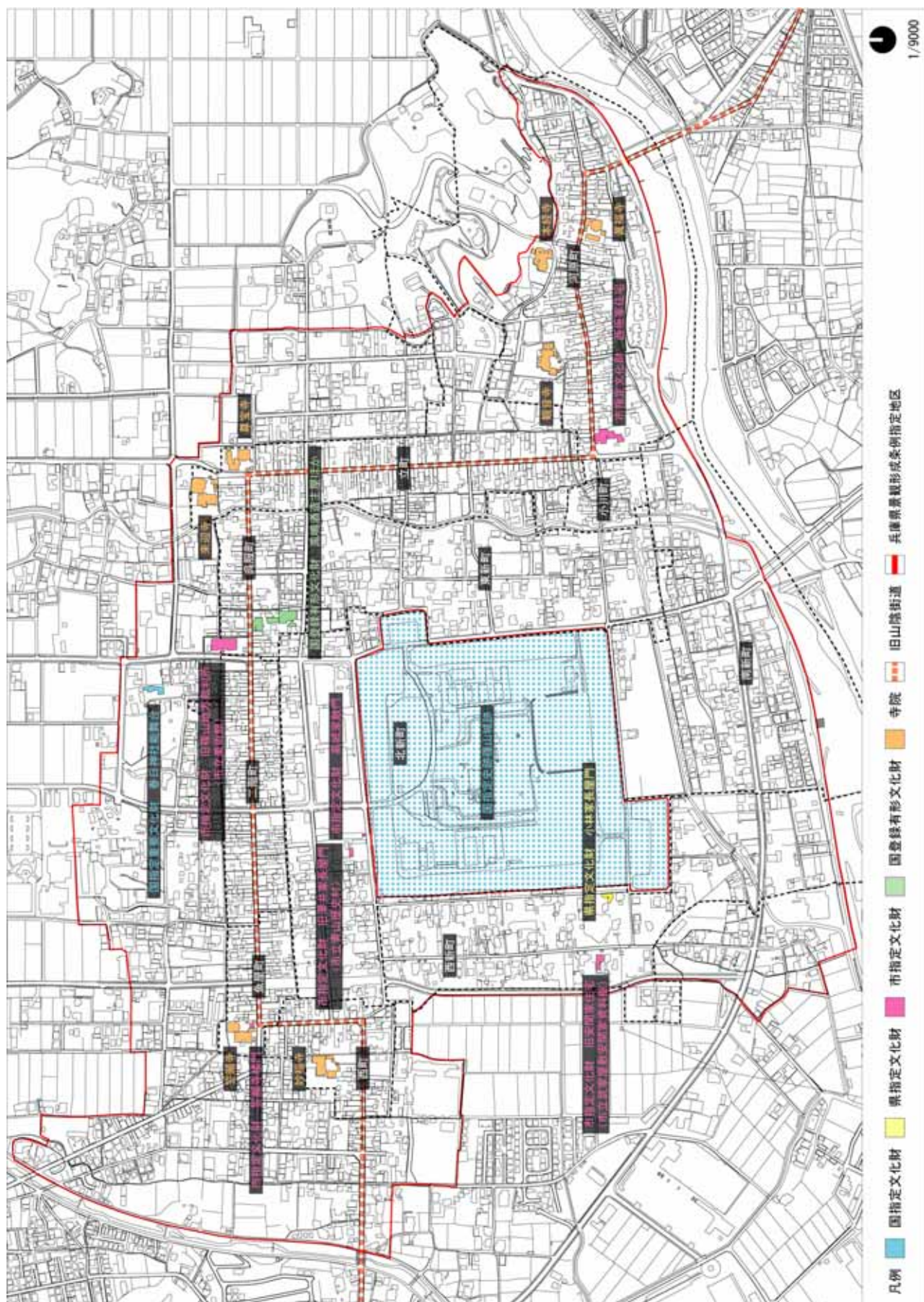


図 2.3-27 文化財及び寺院等分布図

2.4 篠山城下町に関連する上位計画と制度及び事業等

2.4.1 関連する上位計画

1) 篠山市総合計画(平成13年3月)

将来像とまちづくりの基本方向

篠山市総合計画は旧多紀郡4町が合併するにあたり、一体化するこれからのまちの姿を示すとともに、具体化のための基本的考え方及び施策の方向性を示した体系的かつ総合的な指針で、平成13年度から平成22年度までを計画期間としている。

市の将来像を「住みたいまち ささやま -人と自然の調和した田園文化都市-」と設定し、まちづくりの基本方向として「地域のつながりを大切にした、健康で安心して暮らせるまち」、「香り高い文化にあふれ、明日を担う人を育むまち」、「自然の恵みをいかした、豊かで活力あるまち」の3項目を定めている。また、将来目標人口を平成22年度で6万人と設定し、定住人口の増加に加え、関連諸施策の推進による交流人口の増加を目指している。

地域別整備方針

広域な市域において、日常生活圏や歴史的経緯、地域間の連携や地域バランスを考慮し、特性に応じた整備を進めるため、以下の6地域に区分し、各整備方針を設定している。なお、城下町地区は市街地地域に設定される。(図2.4-1)

市街地地域：市街地ゾーンとして、市役所周辺とJR篠山口駅周辺を中心とした地域の連携強化を進める。この地域の特性は本市の中心部で、都市的施設及び歴史文化資源、施設が集積する。位置づけとしては、本市の中心市街地として整備し、本市の玄関、住民のシビックセンター地域として整備を図る。

北西地域：水上連携軸として活性化を目指し、西の玄関として県域・近畿レベルの丹波の自然活用系交流地域として整備を図る。

南西地域：阪神・学研都市連携交流軸、播磨連携交流軸として地域づくりを進め、南の玄関として県域・近畿レベルの歴史・文化系交流地域として整備を図る。

中南部地域：京都丹波交流軸、阪神連携交流軸としてコミュニティづくりを進め、県域・近畿レベルの自然・

歴史活用系レクリエーション地域として整備を図る。

東部地域：丹後・京都丹波連携交流軸、京都丹波連携交流軸とし、交通の要衝としての優位性をいかした活性化を図り、東の玄関として丹後・京都丹波との連携、県域・近畿レベルの自然・産業系体験交流地域としての整備を図る。

北部地域：丹後・京都丹波連携交流軸として、自然を保全・活用したリゾートゾーンとして活性化を図り、北の玄関として丹後、京都丹波との連携、県域・近畿圏レベルの自然活用形リゾート地域として整備を図る。

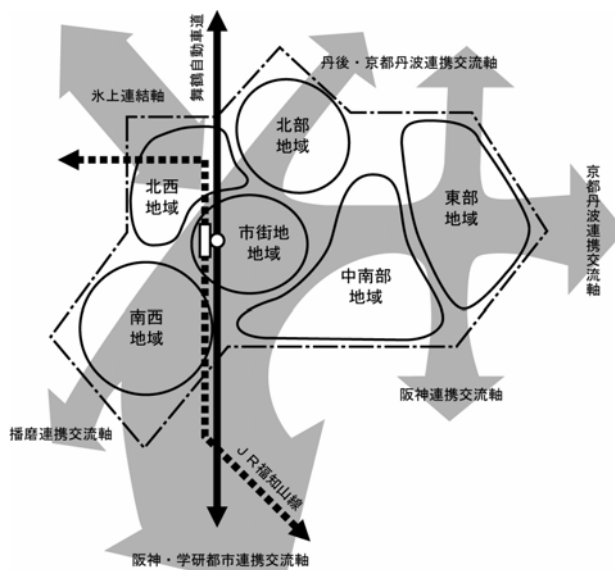


図2.4-1 地域構造パターン図[参考：篠山市『篠山市総合計画』(2001年)]

施策の大綱

まちづくりの基本方向に向けて、各施策分野について、以下に示す大綱に基づき施策を展開している。

「地域のつながりを大切にした、健康で安心して暮らせるまち」

- 健康、福祉の充実
 - 健康づくりの推進 ・すべての人への福祉の充実
 - スポーツ・レクリエーションの振興・市民活動の支援と人材の育成
 - 生活環境の向上
 - 計画的な住宅整備 ・自然環境の保全と活用
 - 景観形成の促進 ・身近な環境の保全
 - 防災体制の強化 ・コミュニティづくりの推進
- 「香り高い文化にあふれ、明日を担う人を育むまち」

- 生涯学習の充実
 - 就学前保育、教育の充実 ・学校教育の充実
 - 社会教育の充実 ・人権教育の推進 ・芸術、文化の振興
 - 都市基盤の整備
 - 都市環境の整備 ・道路、交通網の整備
 - 生活排水処理施設の整備 ・水資源確保と安定した水道供給
 - 情報、通信網の整備
- 「自然の恵みをいかした、豊かで活力あるまち」

- 産業の振興
- 農林業の振興 ・商工業の振興
- 観光、レクリエーションの振興
- 連携、交流の促進
- 市内の多様な連携、交流の促進 ・丹波地域内の連携、交流の促進
- 県内・近隣市町等との連携、交流の促進
- 国内の連携、交流の促進 ・様々な国・人との連携、交流の促進

2) 篠山市中心市街地活性化基本計画(平成13年3月)

中心市街地活性化のコンセプトと基本的方針

篠山市中心市街地活性化基本計画は篠山市総合計画を上位計画とし、中心市街地が持つ魅力の再構築及び活性化を図ることを目的として、中心市街地の将来像やまちづくりの方針を示す総合的な計画である。また、計画期間は平成13年度から概ね10年間とされている。

当計画では田園文化都市の再構築に向けて、環境の魅力・営みの魅力・人の魅力など様々な面で「篠山らしさ」にこだわった魅力向上を進めることをイメージして、「歴史と未来がとけあう“にぎわい”のまち」というコンセプトを設定するとともに、中心市街地の課題に即した以下の基本的方針を設定している。

課題1.「丹波篠山」ならではの中心市街地の魅力の強化

- 全ての市民にとっての魅力の強化
 - ・ 市域レベルの公共公益機能の強化を図る。
 - ・ 少子化、核家族化、男女参画型社会への対応を促進する。
 - ・ 市域全域と中心市街地の産業面等での関係強化を促進する。
 - ・ 中心市街地を舞台にした様々な市民活動を促進する。
 - ・ 中心市街地の環境を守り育てる市民の取り組みを促進する。
- 中心市街地内住民にとっての魅力の強化
 - ・ 商店街の特色付けや再編成等による魅力と利用しやすさの向上を促進する。
 - ・ 高齢者等に優しい商業等の施設整備やサービスの充実を図る。
 - ・ 若者等が住みたくなる商業等のサービスの充実を図る。
 - ・ 住民の参画によるわがまちづくりを推進する。
 - ・ 様々な活動を通じた地域コミュニティの強化を図る。
- 観光客等来街者にとっての魅力の強化
 - ・ 篠山城跡をはじめとした篠山ならではの魅力の再生、強化を図る。
 - ・ 特産品、名物を活用したグルメなど、篠山ならではのたのしみを強化する。
 - ・ 気軽な来街を促進する観光案内やルートの整備を図る。
- 様々な魅力の集積によるより充実した魅力づくり
 - ・ 多様な魅力間のネットワーク化や複合化を図る。
 - ・ 祭りやイベントをはじめとした、住民や観光客等の様々な出会い、交流を育む機会の強化を促進する。

課題2.「丹波篠山」ならではの中心市街地づくりの推進

- 趣ある市街地づくりの推進
 - ・ 歴史的まちなみの保全・再生と有効活用を図る。
 - ・ 中心市街地の環境を守り育てる市民の取り組みを促進する。
 - ・ 人間サイズのまちを尊重した市街地づくりに向けて適切な土地利用の推進を図る。
 - ・ 人間優先の道路整備と交通体系の確立を図る。
- 多様な人々が住める住宅地への供給
 - ・ 全ての人が安心して地域に住み続けられるように、既存住宅の改良、建て替えを支援する。
 - ・ 全ての人が住みたくなる魅力的な住宅の供給を促進する。
 - ・ 伝統的建築物と調和するデザインなど、地域特性と調和した住宅の供給を促進する。
- 安全で快適な基盤整備・システムづくりの推進
 - ・ 全ての人に優しいバリアフリー・ユニバーサルデザインの空間整備を進める。
 - ・ 気軽な休憩を可能とする広場等の整備を図る。
 - ・ 防災面や交通面で、安全で安心できるまちづくりを推進する。
 - ・ 住民の生活交通と観光客等来街者による交通の分離を図る。
 - ・ 使いやすい駐車場の確保とその利用システムの構築を図る。

課題3.中心市街地の魅力の享受しやすさの改善

- 中心市街地へのアクセスの改善
 - ・ 市域全域からの公共交通サービスの充実を図る。
 - ・ 中心市街地へのアクセス道路の整備を推進する。
- 高度情報化にともなう距離による制約条件の解消
 - ・ 距離による制約を解消する情報の高度化を進める。
- 中心市街地での滞在しやすさの改善
 - ・ 滞在を促進する宿泊施設の充実を図る。

中心市街地の将来イメージとまちなか交通システム

中心市街地は、住民の日常生活の利便性確保に考慮しつつ、城下町地区の中央に位置する市役所から半径1kmの区域を目安とし、現在策定中の都市計画マスタープラン土地利用計画(案)との整合を踏まえて設定されている。また、コンセプトや基本的方針を受け、地区毎の特性を踏まえた機能別ゾーニングの設定、及び交通システムの整理が行われる。以下に各ゾーンの概要と方向性を記す。(図2.4-2、図2.4-3)

シビックゾーン：篠山城跡をはじめ、主要な公共公益施設が集積するゾーン。ここでは篠山城跡の復元をはじめとしたシンボル性の強化を図るとともに、様々なイベント等の開催を促進する。

暮らしのにぎわいゾーン：多様な店舗により構成される商店街を中心とするゾーン。ここでは生活者の視点に立ち個店レベルでの魅力やサービスの向上を進めるとともに、商店街レベルでは市民に愛され信頼されるような“にぎわい空間”としての再構築を図る。

観光系賑わいゾーン：河原町妻入商家群や御徒士町武家屋敷群、風情ある竹林が連担して立地するゾーン。ここでは丹波篠山の風土に親しめる環境整備や施設導入等を行うとともに、“にぎわい空間”の創出が図れるようなソフト施策を講じる。

まちなか居住ゾーン：商店街の後背住宅地や農地の住宅地化が進みつつある市街地外縁部のゾーン。ここでは「住宅の住み良さの改善等のハード」「魅力的な生活支援サービスの提供等のソフト」「安心・信頼できるコミュニティ維持等のハート」が一体となった取り組みにより、ぬくもりが感じられる住宅地形成を図る。

ふれあいゾーン：王地山公園ささやま荘や王地山公園を含む丘陵地を中心とするゾーン。ここでは展望機能等をいかして観光系賑わいゾーンと連携を図るとともに、まちなか居住ゾーンとの一体化によって、住民に対する日常的楽しみを提供できるような、身近なリフレッシュ空間としての魅力強化を図る。

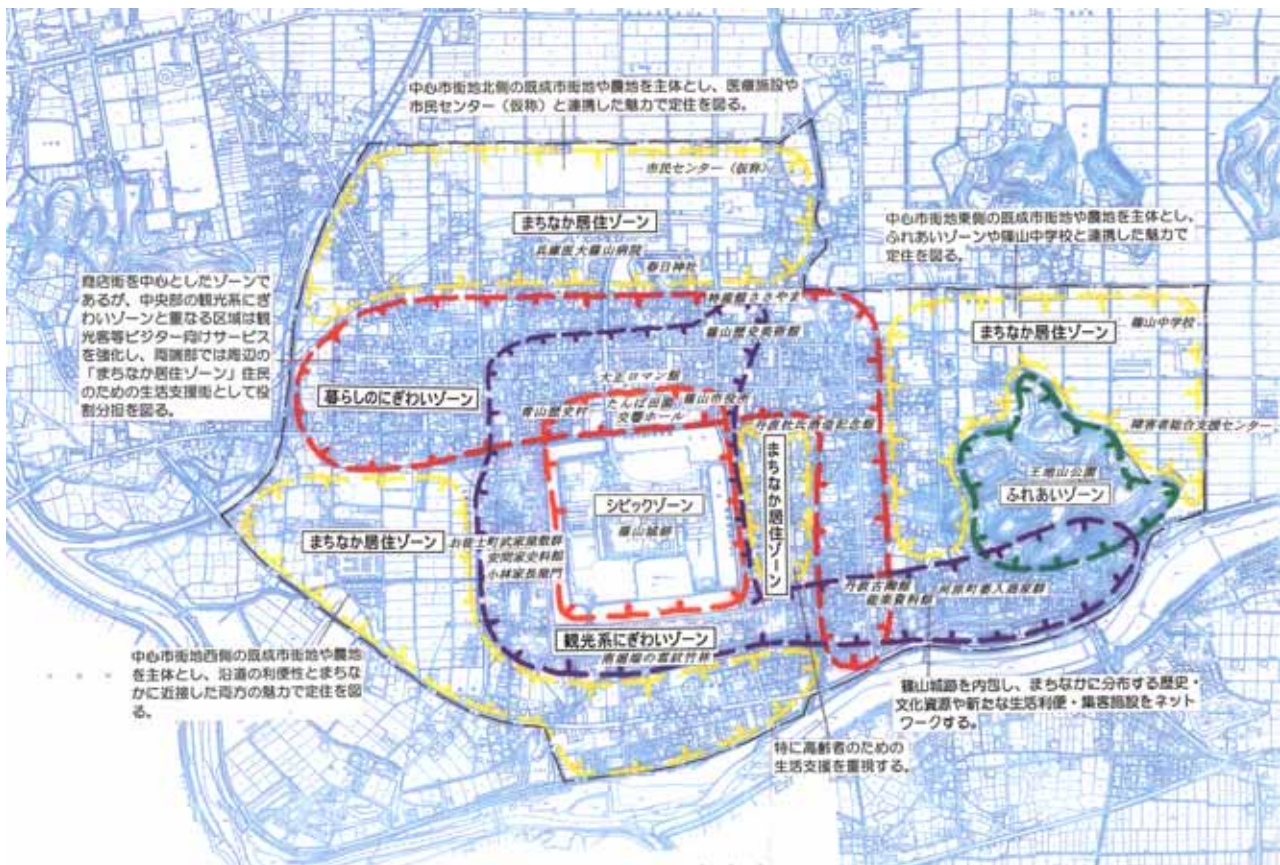


図 2.4-2 中心市街地の将来イメージ [出典：篠山市『篠山市中心市街地活性化基本計画』(2001 年)]



図 2.4-3 まちなかの交通システムのイメージ〔出典：篠山市『篠山市中心市街地活性化基本計画』（2001 年）〕

3) 篠山市住宅マスタープラン(平成13年3月)

住宅政策の基本理念と基本目標

篠山市住宅マスタープランは篠山市総合計画を上位計画とし、篠山市の地域特性に応じた住宅施策を展開する際の基本的方針として策定するもので、平成13年度から平成22年度までを計画期間としている。

住宅政策の展開にあたっては、丹波の自然と共生し、心豊かに暮らすための篠山らしいまちづくり、篠山ならではの歴史と文化をいかした産業を支える安全で快適なまちづくりを、市民全体が手を取り合って実践するために、「自然と文化の中で暮らす 生きたふるさと篠山のすまいづくり」を基本理念として設定している。

また、この理念の実践のために、「いつまでも住み続けられる安心のまちづくり」「誇りを持って未来に伝える美しいまちなみづくり」「定住とコミュニティを支える豊かな地域づくり」「さまざまなライフスタイルを支える良質な住宅づくり」の4つを基本目標として設定している。

施策の体系

基本目標実現に向けた基本方針及び施策の方向を以下に記す。

「良質な住宅・住宅地の供給促進」

- ・ 持家取得にかかる補助、融資制度等の活用に向けた基準の整備
- ・ 良好な宅地供給の支援、促進に向けた農地の計画的な転用...等

「バリアフリーの推進」

- ・ 民間住宅ストックにおけるバリアフリー化の促進、支援
- ・ 公営住宅や公共施設等の整備におけるバリアフリーの推進...等

「篠山らしい景観の保全と活用」

- ・ 篠山らしい景観の形成に向けた共通意識の醸成と指針の策定
- ・ 景観形成に向けたまちづくり活動等への支援...等

「市営住宅の計画的な再生」

- ・ 公営住宅ストックの総合的な活用
- ・ 公営住宅団地を中心としたコミュニティの再生...等

「地域の特性に合わせた基盤整備の推進」

- ・ 都市施設等を含む計画的な住宅団地の形成
- ・ 実情に応じた地域ごとのまちづくり活動等への支援...等

「多様な居住形態への対応」

- ・ 賃貸住宅の供給及び居住にかかる支援
- ・ 高齢者集住やセカンドハウスなど新しい集住形態への支援...等

市街地地域の整備方針

当計画では、総合計画における都市構造と地域別整備方針を受け、各地域の特性をふまえた施策展開が行われている。なお、城下町地区は市街地地域とされており、以下に市街地地域の整備方針を記す。

地域特性：

市街地地域は古くから多紀郡の中心地として栄えてきた市役所周辺の市街地(城下町地区)とJR篠山口駅、市役所西紀庁舎周辺の3拠点を含む地域で構成される。市役所周辺は城下町の町並みを残す一方で、防災性や安全性に課題を残しており、少子高齢化の進行も著しい。篠山口駅周辺では大規模宅地開発や土地区画整理事業が行われており、城と駅を結ぶ幹線沿道では宅地化が進んでいる。西紀庁舎周辺でも商業施設等の立地や宅地の集中など地区ごとに異なる特性を持っており、シビックゾーンとしての一体化に向けた整備の方向を考える必要がある。

住宅・住宅地の整備方向：

歴史的資源を保全・活用した町並みの形成：

城周辺においては、兵庫県の景観形成等に関する条例に基づく景観形成地区の実効性を高めつつ、地区計画や建築協定、まちづくり条例の策定支援等を行い、良好な町並みを保全・形成していく。

駅周辺における高度利用化の推進：

JR篠山口駅周辺においては土地区画整理事業により基盤整備のなされた地区を中心に土地の高度利用化を図り、市内交通拠点としての充実を目指す。

また、駅東側においても、共同建替等による狭小道路の解消など、防災性能の向上と土地利用の高度化を目指す。

農地の適切な宅地化の誘導：

篠山口駅から城周辺にかけての幹線道路沿道については、基盤整備をともなった計画的な宅地開発を誘導し、秩序ある市街地の形成を図る。

また、篠山川沿いとなる住吉台北側から東吹にかけては、既存集落及び田園風景に配慮しつつ、良好な町並みの戸建て住宅地への発展を目指す。

バリアフリーの推進、支援：

高齢化の著しい城周辺において、家屋のリフォームを積極的に支援することにより、持家におけるバリアフリーの実現と良好な町並みの維持形成を促進する。また、交通量が多いにも関わらず歩道が確保されていない幹線道路について、沿道の基盤整備とあわせた計画的な改良を行い、良好な住環境を効率的に形成していく。

市営住宅の計画的な再生

本地域内、特に城周辺の市営住宅は昭和40年代に建てられた木造住宅が多く、建替等の措置が必要となっている。しかし、これら団地は敷地自体が狭小であるものも多く、建替による適切な住宅数の確保は難しい状況にある。

また、高齢化が進んでいることから、コミュニティバランスの適切化とバリアフリー化の推進、民間住宅建設の指針としての団地形成を目指し、市街地地域のエリア内で建替・統廃合への検討を行う。

4) 篠山市土地利用調整基本計画(平成15年3月)

計画の位置付けと基本方針

篠山市土地利用調整計画は篠山市総合計画及び篠山市国土利用計画を上位計画とし、市域全体の土地利用に関する基本的な指針として、また、地域・地区レベルで作成する計画の基本になるものとして策定された。

なお、当計画では土地利用の質的向上を目指し、以下の7項目が基本方針として設定されている。

基本方針：

1. 地域文化・風土をいかした美しい土地利用
2. 地域の自律と個性ある土地利用
3. 水系・流域圏を意識した安全な土地利用
4. 農業振興を通じて培われる土地利用
5. 計画的に市街化が進められる土地利用
6. 自然と共生し持続できる土地利用
7. 次世代への土地利用の継承

土地利用誘導方針

土地利用誘導区域設定は、篠山市の自然的・社会的条件と現状の土地利用を踏まえつつ、「1.歴史・文化的風土の醸成」「2.人と自然との共生、ふれあいの創出」「3.地域拠点形成の誘導」「4.中心市街地機能の充実」「5.市街化圧力等への対応」という5項目の考え方により行われる。そして、土地利用誘導区域は森林系の土地利用、農村系の土地利用、都市系の土地利用の3つの区域と、歴史・文化的風土に配慮した土地利用により構成される。(表2.4-1、図2.3-4)

表2.4-1 土地利用誘導区域

系統	土地利用誘導区域
森林系土地利用	自然保護区域
	森林環境保全区域
	森林レクリエーション区域
	歴史風土保全区域
農村系土地利用	歴史環境形成区域
	農業集落環境保全区域
	地域拠点形成区域
都市系土地利用	歴史的市街地形成区域
	新市街地形成区域
	産業育成区域
	住環境形成区域
	沿道サービス区域
	市街化保留区域

なお、篠山市では「篠山市緑豊かな里づくり条例」が制定されており、地域住民が主体となった「里づくり計画」が進められている。そこで、誘導区域による方針を基本としつつも、「里づくり計画」等の地区の実状や特性に応じた計画を策定している地域では、その計画内容に即した土地利用が図られる。

歴史的市街地形成区域の土地利用誘導方針

城下町地区は歴史的市街地形成区域に含まれる。ここでは、原則として大規模開発が禁止され、住宅、商業・業務施設、宿泊施設、集会所、医療福祉施設、文化施設で小規模なものについて立地可能となっている。また、町なかで開発を行う場合は、城下町等の歴史的な空間構造に配慮した立地が誘導される。なお、史跡指定されている篠山城跡は適切な維持管理による保護・保存が図られ、城跡周囲の近世以来の城下町・商店街等については、周辺環境との調和に配慮した屋根、外壁の色調、形状、材質等についての指導・誘導によって、歴史的町並みの保全・育成が行われる。

このように、中心市街地としてふさわしい商業・業務施設形成のために、特色ある歴史的資源や風土をいかした環境整備が誘導され、賑わいと魅力溢れる市街地形成が目指される。

地域別誘導方針

当計画では、総合計画における都市構造と地域別整備方針を受け、各地域の特性をふまえた土地利用誘導方針が示されている。なお、城下町地区は市街地地域とされており、以下に市街地地域の誘導方針を記す。

基本目標：

- ・篠山市の中心市街地として、また、本市の玄関、住民のシビックセンター地域として都市的機能の誘導を図るとともに、地域間における連携強化を進める。

土地利用誘導の基本方針：

都市系土地利用

- ・篠山市役所を中心とする商業・業務地等については、近世以来の城下町が醸し出す歴史的町並みの保全・育成と、賑わいと魅力あふれる環境形成を図る。
- ・JR篠山口駅や丹南篠山口I.C周辺と、幹線道路である主要地方道篠山山南線の一部周辺(吹上)については交通利便性をいかし、商業・業務施設等の立地・集積を誘導する。
- ・丹南篠山口I.C周辺から中心市街地までを結ぶ幹線道路の沿道周辺において立地が進む商業・業務施設等については、周辺環境・景観に配慮した誘導を図る。また、一部の農地については市街地を保留する地区として位置づけ、都市基盤整備状況に応じて住宅地を誘導する。
- ・中心市街地部の西側、南側に広がりつつある住宅地については、戸建・低層を中心とする住宅市街地の形成を誘導する。
- ・住吉台地区については、今後とも低層を中心とする良好な住環境の形成を誘導する。
- ・JR篠山口駅近隣の住宅地については、今後とも周辺の環境・景観に配慮した住宅の立地を誘導する。
- ・中心市街地北側、東側の農業・集落地については、当面、現状の農業環境を保全し、長期的には市街地の形成を誘導する。

農村系土地利用

- ・市街地に隣接する農業・集落地については、優れた田園風景を形成する地区として、農用地の保全と集落環境の充実に誘導する。
- ・公共施設が立地する小枕地区は、農業集落環境の保全を前提としつつ、比較的市街地に近い地区の拠点として利便性の向上を図る。

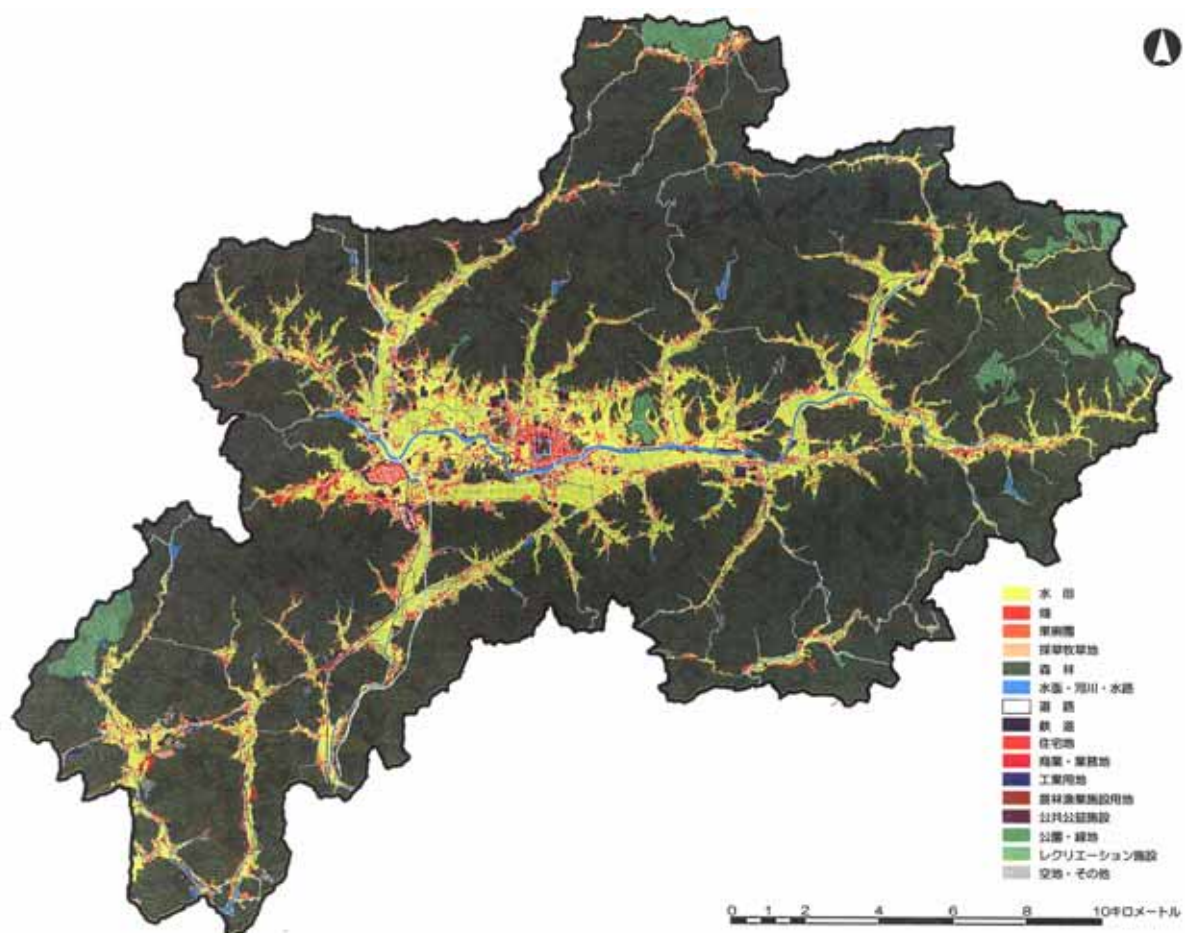


図 2.4-4 土地利用現況図 [出典：篠山市『篠山市土地利用調整基本計画』(2003 年)]

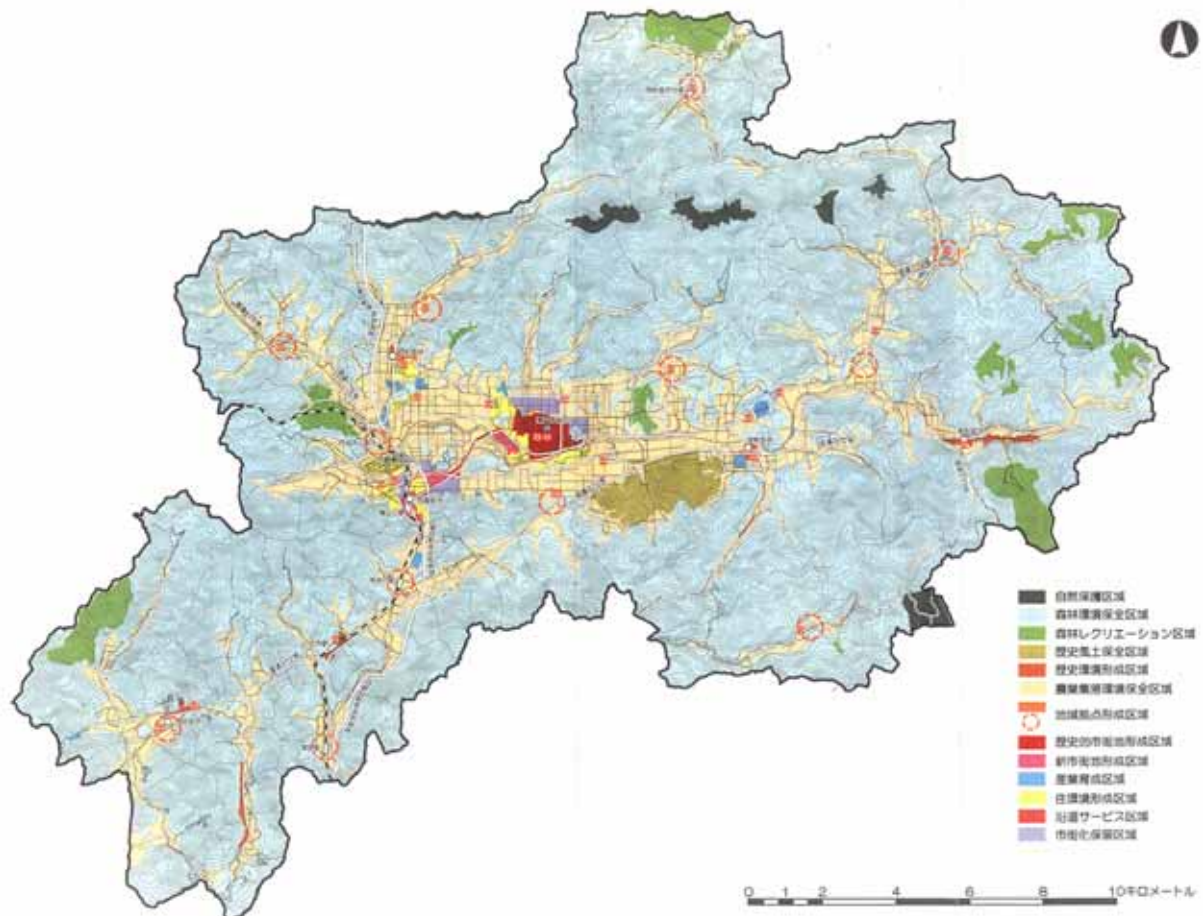


図 2.4-5 土地利用誘導区域図 [出典：篠山市『篠山市土地利用調整基本計画』(2003 年)]

2.4.2 関連する制度等

1) 兵庫県景観の形成等に関する条例

兵庫県では、県土が有する恵まれた自然や歴史と調和した優れた景観の創造と保全を図るため、全国に先駆けて昭和 60 年 4 月「景観の形成等に関する条例」を施行し、景観形成地区等の指定や大規模建築物等に対する指導助言等を行い、魅力ある景観の形成に向けた取り組みを進めている。

景観形成地区は地域の特徴をあらわしている地区や、伝統的な建造物等が周囲の環境と一体をなしている地域を対象としたもので、篠山市では、篠山城跡周辺の約 122ha が「篠山町城下町地区」として景観形成地区に指定され、歴史的町並み景観の形成が行われている。

一方、風景形成地域は、良好な自然の風景、田園風景、歴史的・文化的な風景を有する地域が対象となり、篠山市では、国道 372 号（通称デカンショ街道）の沿道及び周辺の山並み・稜線等の可視領域約 11,800ha が「デカンショ街道地域」として風景形成地域に指定されており、丹波地域特有の翠屏景観を意識した風景の形成が行われている。

これらの地区では、建築物や工作物に対して位置・規模、意匠、材料、色彩、植栽等の基準が設けられると共に、一定以上の大規模建築物に対しては協議・届出が必要となる等、建築行為に対し、条件に基づく一定の規制・誘導等が行われている。（図 2.4-6）

篠山町城下町地区（景観形成地区）

平成 5 年 12 月 24 日指定・平成 9 年 3 月 29 日追加指定

各々に特徴のある魅力あるまちづくりを進めるため、以下のような考え方にに基づき、城下町地区を 5 つに区分し、ゾーンごとの基準を設定している。（図 2.4-7）
河原町伝統景観修景ゾーン：河原町の妻入商家群を中心としたゾーンで、連続性のある伝統的なまちなみ景観の保全修景を行う。

武家地景観修景ゾーン：御徒土町を中心とした武家地住宅の集積したゾーンで、低層住宅の良好な住環境を守ることに加え、伝統的町並み景観の保全修景を行う。
大手公共的景観創出ゾーン：官公庁や文化施設が集中しているゾーンで、住民交流拠点のシンボリックな景観の形成を図る。

中央商店街景観創出ゾーン：商店街を中心としたゾーンで、篠山らしさを備えつつも活発な商業活動がなされるよう魅力ある景観の形成を図る。

一般市街地景観修景ゾーン：一般住宅が中心で店舗や事務所、工場が散在するゾーンで、篠山らしさに配慮した景観の形成を図る。

デカンショ街道地域（風景形成地域）

平成 8 年 3 月 29 日指定

丹波地域のように緑や山や田園など自然条件に恵まれ、地域固有の歴史特性を色濃く継承しているところでは、「丹波らしさ」を基調とする風景形成の方向性が求められる。そこで以下のような風景形成に関する基本目標が設定された。

風景形成基本目標：

- ・個性ある風景の発掘と創造（丹波らしさの創出）
- ・生活環境の再認識（生活環境の保全）
- ・自然の摂理を生かす（自然を守りながら利用する視点）
- ・伝統文化の再認識（歴史的環境の保全）
- ・県民意識の高揚（県民の文化としての風景形成）

なお、街道沿いに立地する建築物等によって、道路軸景観として捉えられる領域を沿道景観領域とし、この領域では、道路沿いの景観資源（建築物、工作物等）や環境資材（路面舗装、街灯等）の修景整備により風景整備が図られる。また、以下に基本方針を記す。

沿道景観領域基本方針

- ・緑と水辺を生かした風景づくり
- ・調和のとれた美しさのあるまちなみづくり
- ・歴史的資源を受け継ぐまちなみづくり
- ・視軸方向に配慮したまちなみづくり

一方、田園と山なみの広がり背景とする領域を街道風景領域とし、地域の地理的特性から、田園風景タイプと山なみ風景タイプに大別する。また、以下に基本方針を記す。

街道風景基本方針

- ・翠屏景観の保全と調和
- ・田園風景の保全と調和
- ・ふるさとの集落景観を生かした風景形成
- ・眺望に配慮した風景形成

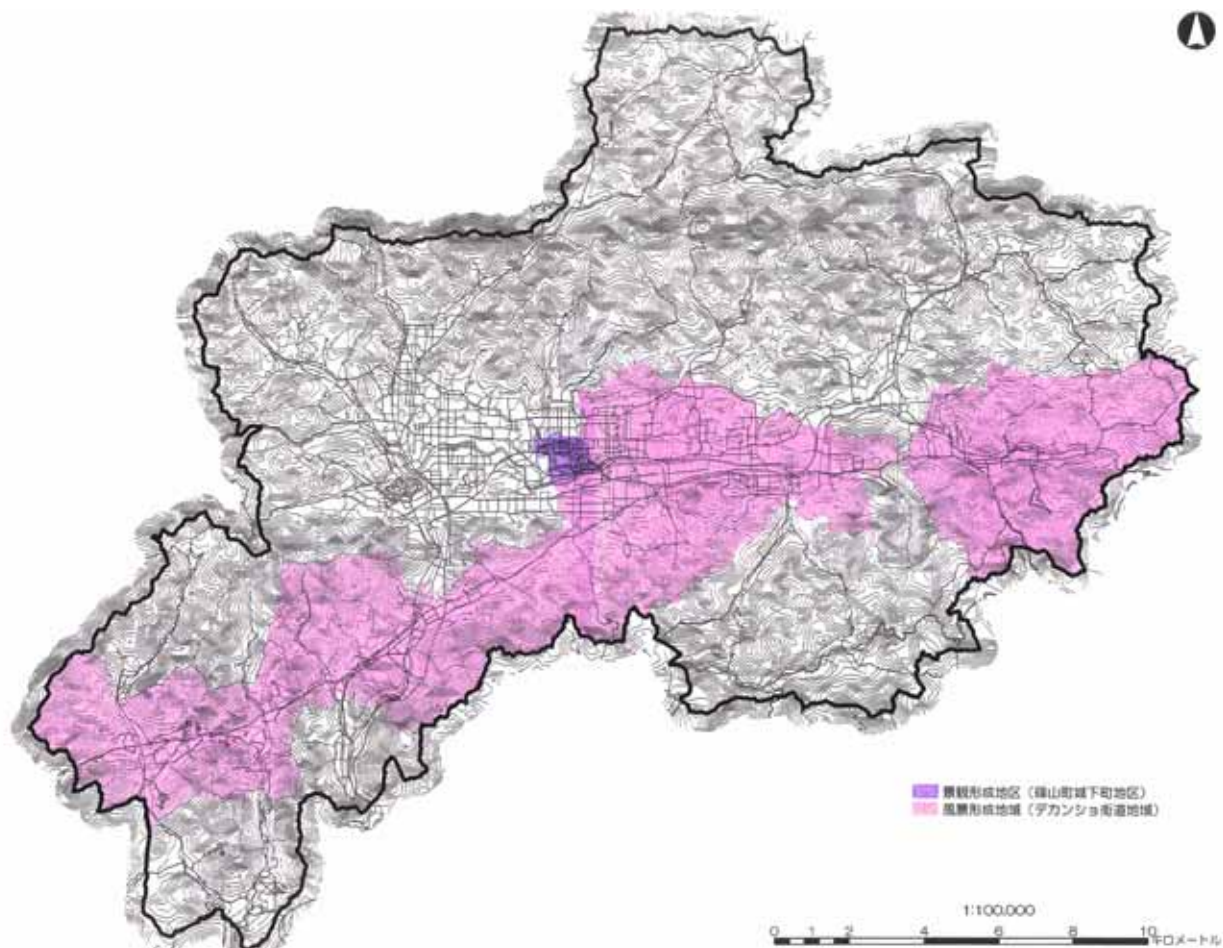


図 2.4-6 篠山市の景観形成地区及び風景形成地区範囲図

[出典：篠山市『平成 14 年度篠山市土地利用調整基本計画策定事業委託業務報告書』（2002 年）]

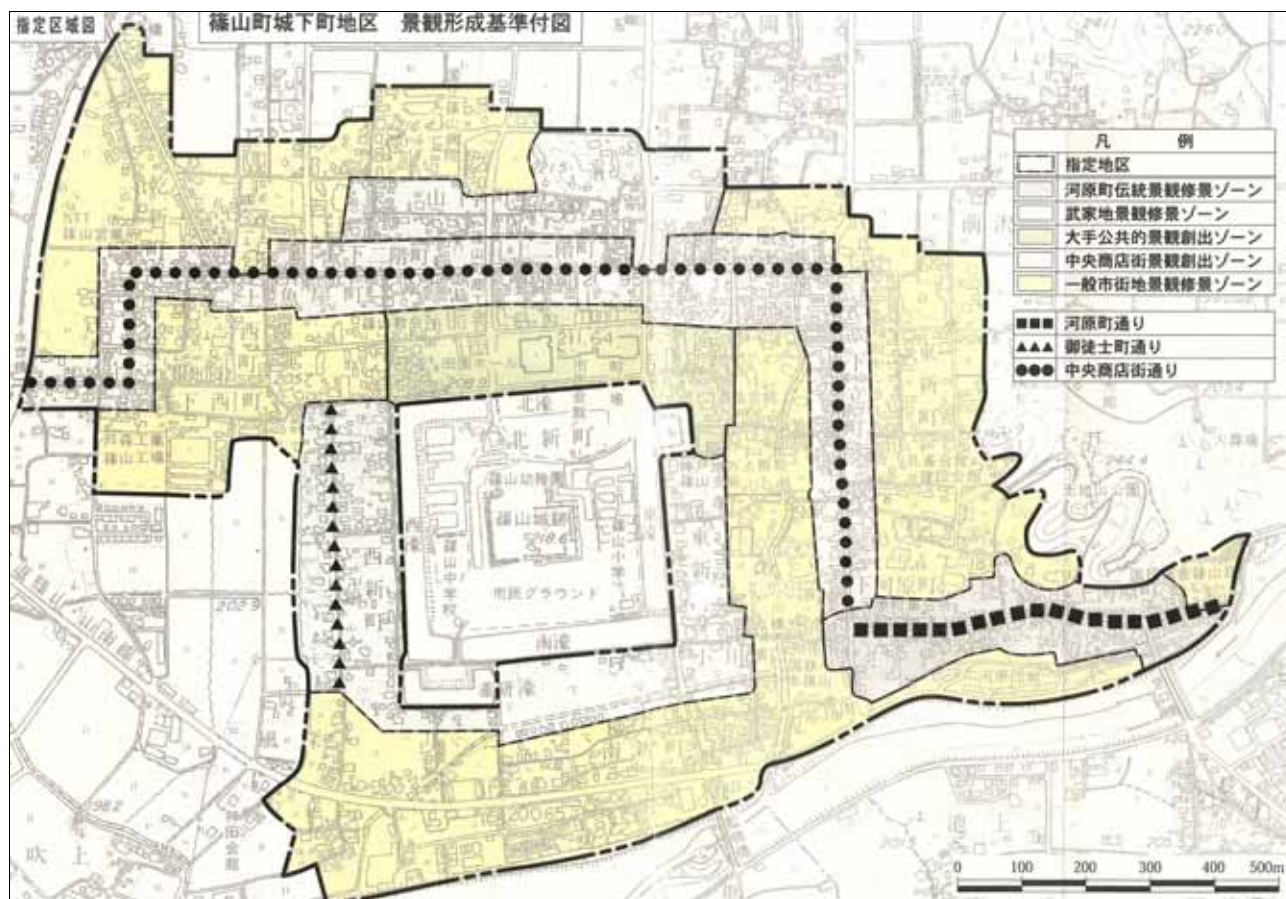


図 2.4-7 景観形成地区篠山城下町地区指定区域図 [出典：兵庫県『篠山町城下町地区景観ガイドライン』]

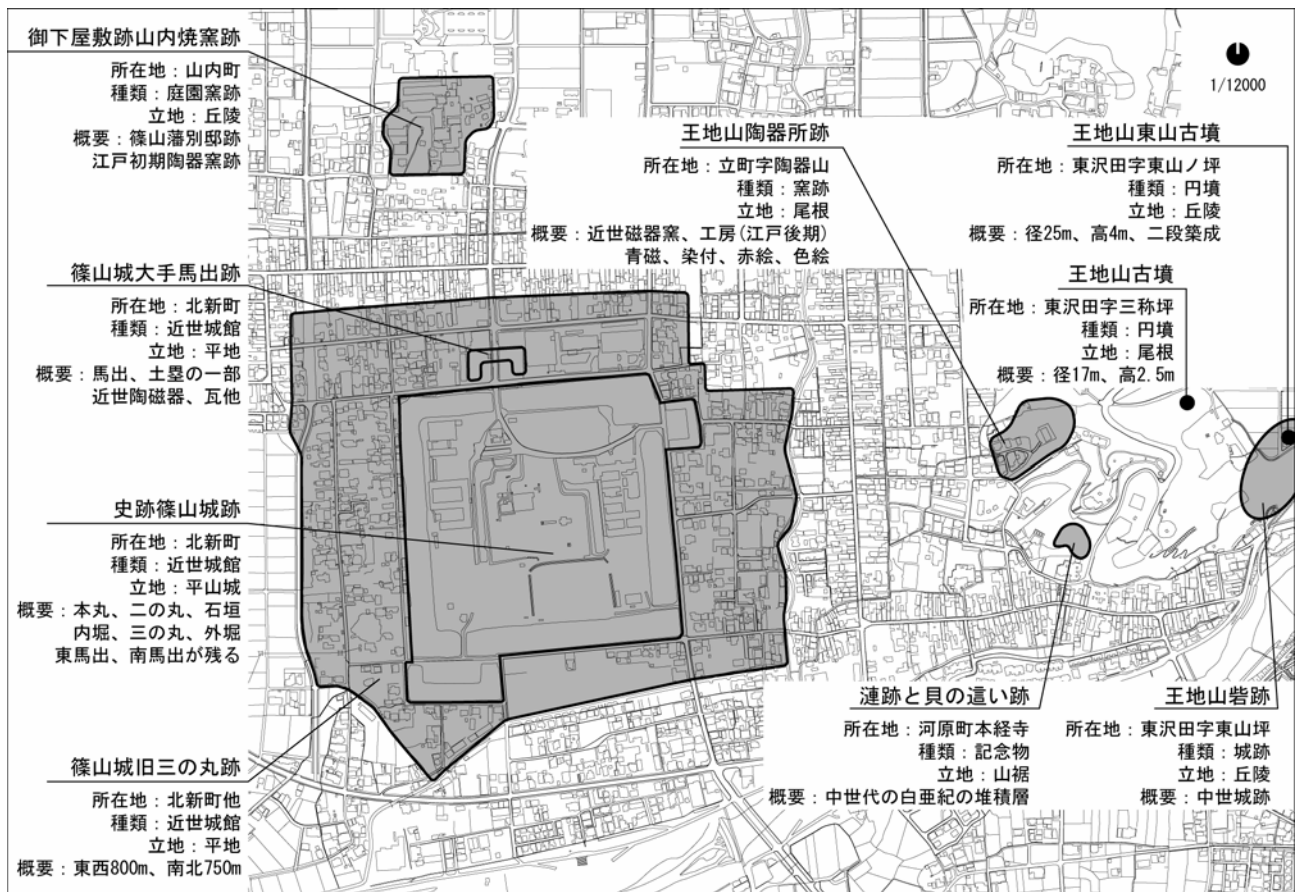


図 2.4-8 埋蔵文化財包蔵地分布図

2) 埋蔵文化財包蔵地

城下町地区周辺において文化財保護法に基づき登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地の位置を図 2.4-8 に記す。これら周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合、文化財保護法第 57 条の 2、3 に基づく届出もしくは通知が必要であるため、事前に市教育委員会と埋蔵文化財の取扱いについて協議する必要がある。また工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく速やかに市教育委員会に届け出る必要がある。なお史跡篠山城跡と蓮根と貝の這い跡については、指定文化財のため原則現状変更行為が禁止されており、やむを得ず現状変更行為を行う場合は許可が必要である。

3) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域

城下町地区周辺において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に、また「建築基準法」に基づき災害危険区域に指定されている箇所を図 2.4-9 に記す。この区域内において土地の形状変更や住宅等の建築を行う場合は、県知事の許可等を必要とするため、事前に県と協議する必要がある。

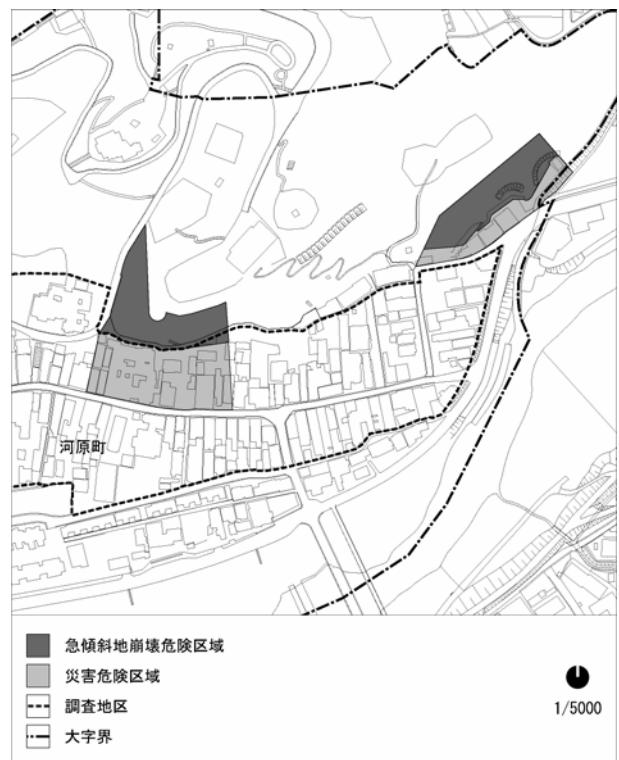


図 2.4-9 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域図

2.4.3 関連する事業

城下町地区に関連する事業や計画、構想は以下の通りである。

表 2.4-2 城下町地区関連事業一覧

主管	事業	対象地区	事業内容	事業年度	進捗状況	備考
都市計画課	都市計画道路	市内全域	街路事業城西線		完了	W=12m
			街路事業御徒士町線	H14～H16 年度	進行中	W=6～7m
			街路事業中央線	H13～H16 年度	進行中	W=8m
			街路事業大手線	H14～H16 年度	進行中	W=11m
			街路事業城東線		完了	W=8m
			街路事業城東線一部		計画	W=12m
			街路事業篠山南線		一部計画	W=12m
	街なみ環境整備事業	河原町地区	道路美装化・電柱移設工事	H7 年度	完了	L=245m
			道路美装化・下排水工事	H9 年度	完了	L=318m
			空家住宅除却工事	H9 年度	完了	1 棟
			集会所建設工事	H9 年度	完了	1 棟
			防火水槽設置工事	H9 年度	完了	40t 級 1 基
			道路美装化・下排水工事	H10 年度	完了	L=182m
			道路美装化工事	H11 年度	完了	L=281m
			下排水工事	H11 年度	完了	L=91m
			通路整備工事	H11 年度	完了	L=10m
			集会所建設工事	H11 年度	完了	1 棟
			防火水槽設置工事	H11 年度	完了	40t 級 1 基
			道路美化工事	H12 年度	完了	L=581m
			空家住宅除却工事	H12 年度	完了	1 棟
			ポケットパーク新設工事	H13 年度	完了	
			ポケットパーク新設工事	H14 年度	完了	
			通路整備工事	H14 年度	完了	
		二階町通り地区			進行中	
	無電柱化	都計御徒士町線	電線地中埋設工事	H14～16 年度	進行中	
		都計中央線	電線地中埋設工事	H14～16 年度	進行中	
	公園事業	王地山公園	公園整備		完了	
	ささやま荘整備事業	王地山公園	国民宿舎ささやま荘改築	H13 年度	完了	
	まちづくり交付金事業	西新町	ポケットパーク新設工事		計画	御徒士町線北詰
			ポケットパーク新設工事		計画	西新町南団地跡地
			駐車場整備		計画	西新町団地跡地
	都市計画用途地域	市内全域	用途地域指定	H17 年以降	計画	
建設課	住宅マスタープラン	西新町	西新町団地移転用途廃止		完了	西岡屋団地に統合
			西新町南団地移転用途廃止		計画	南新町団地に統合
		南新町	建替え		計画	
		東新町	建替え		計画	
		立町	建替え		計画	
まちづくり推進課	市民センター整備事業	黒岡	篠山市民センター新築	H13～14 年度	完了	
福祉課	障害者福祉	東沢田	障害者総合支援センター	H13～14 年度	完了	
教育委員会	史跡整備	北新町	史跡篠山城跡保存修理事業	S41～	進行中	
	学校教育	東沢田	篠山中学校建替え	H14～15 年度	完了	
		北新町	篠山小学校建替え		計画	篠山中学校跡地
商工会	中小小売商業高度化事業構想(TMO 構想)	中心市街地	回遊路プロムナードの整備		構想	
			まちなか案内サインの設置		構想	
			まちなかハウスの整備		構想	
			電線地中化		構想	
			来街者用トイレの改善整備		構想	
		立町	(仮称)下立町鉾山会館建設		構想	
		小川町	(仮称)観光交流プラザ整備		構想	JR バス本篠山駅跡地
		南新町	「匠の村」整備構想		構想	

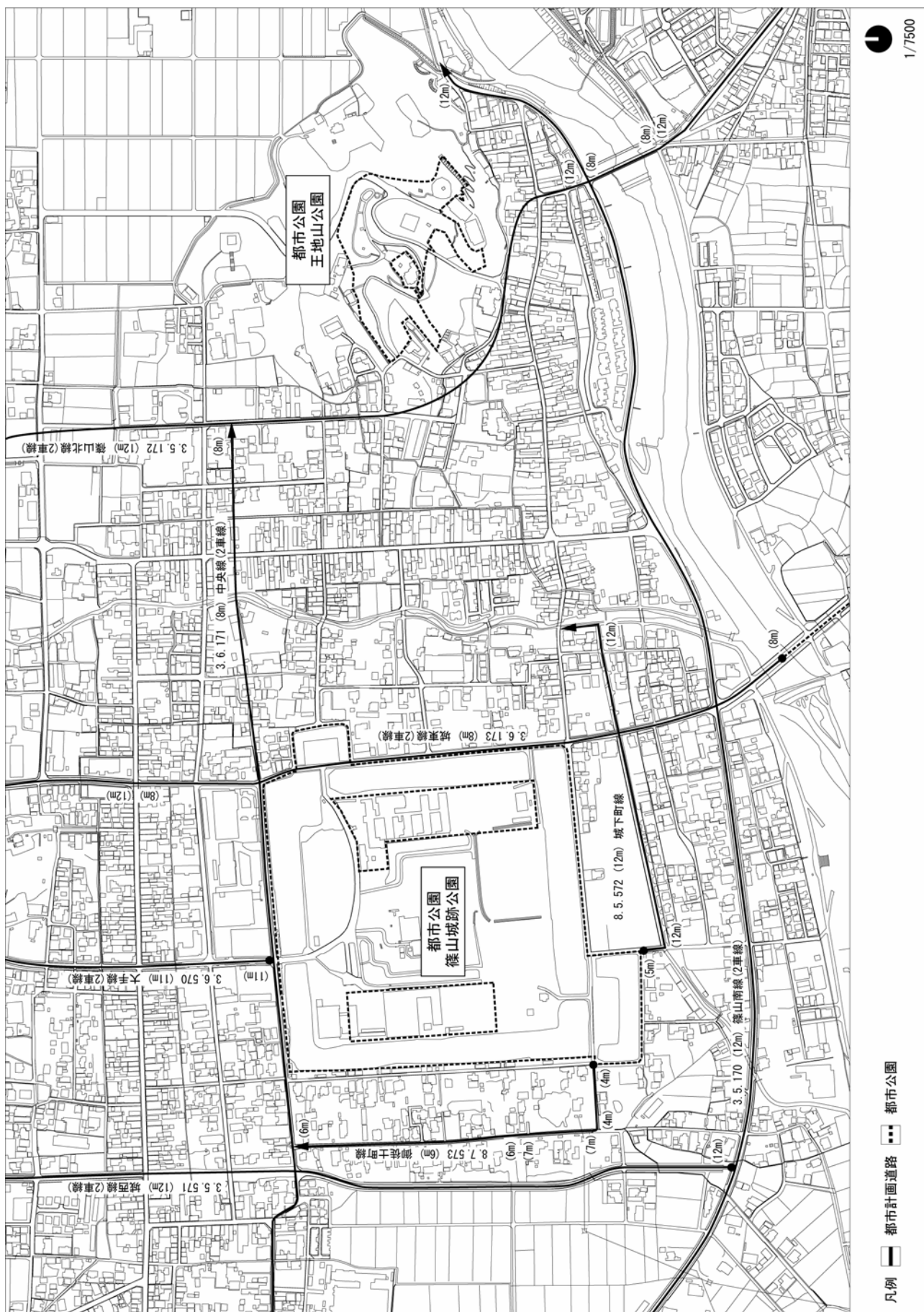
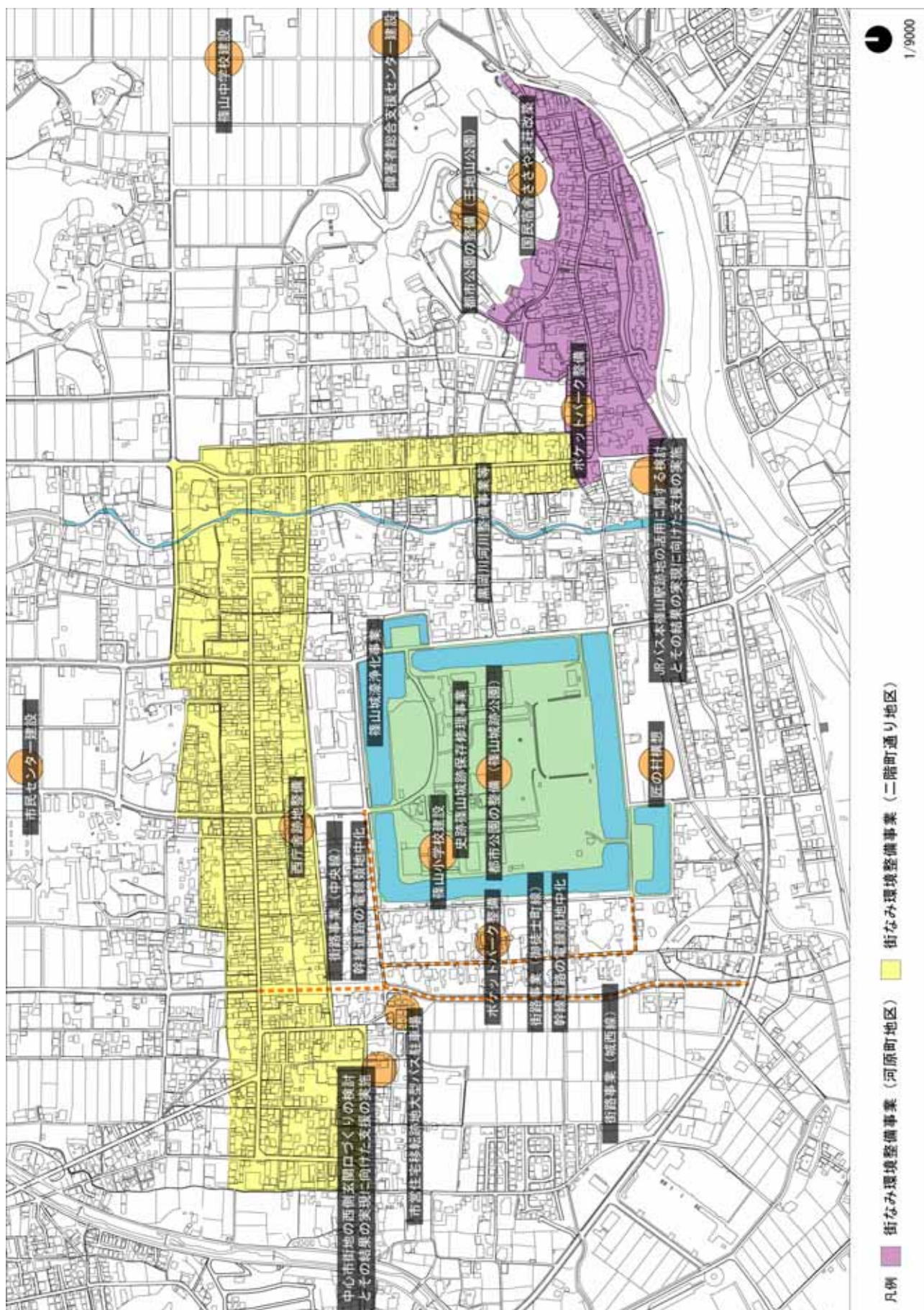


図 2.4-10 都市計画道路・都市公園構想図



2.4.4 防災・避難及び通行に関する現況

城下町地区は、近世において度々火災に見舞われた地区であるが、大正以降大火に見舞われたことはない。この要因は、自衛消防組織が適切に機能し、火災予防や初期消火が浸透していること、消火栓、防火水槽、小型動力ポンプなどの消火設備や施設が充実していること、また近接地に篠山市消防本部が位置し、すぐに初期消火体制のとれる状況にあることが上げられる。さらに、武家地においては敷地面積が広いこと、竹林、庭木等の植栽が多いことから、延焼しにくい環境にあることも要因としてある。

調査地区の指定避難所は、篠山市民センター、たんば田園交響ホール、篠山小学校体育館、篠山養護学校となっている。また、指定一時避難場所は、篠山小学校グラウンド、旧篠山中学校グラウンド（現篠山小学校新築予定地）となっている。なお、各避難所並びに一時避難場所への通行路は十分確保されていると考えられる。（図 2.4-12）

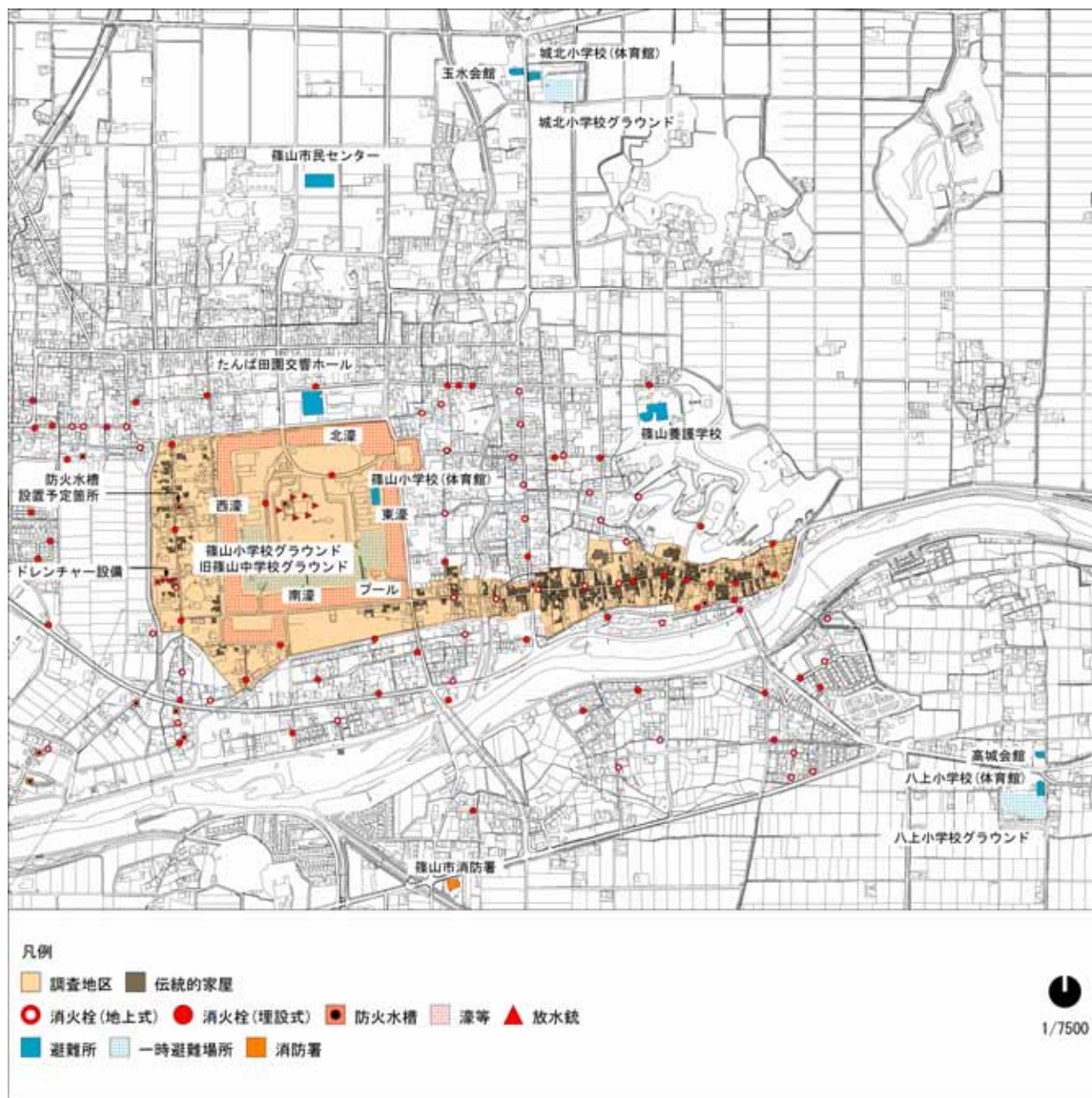


図 2.4-12 防災関係図
消火栓や防火水槽等の消防設備に関しては、調査地区周辺について分布を記した。